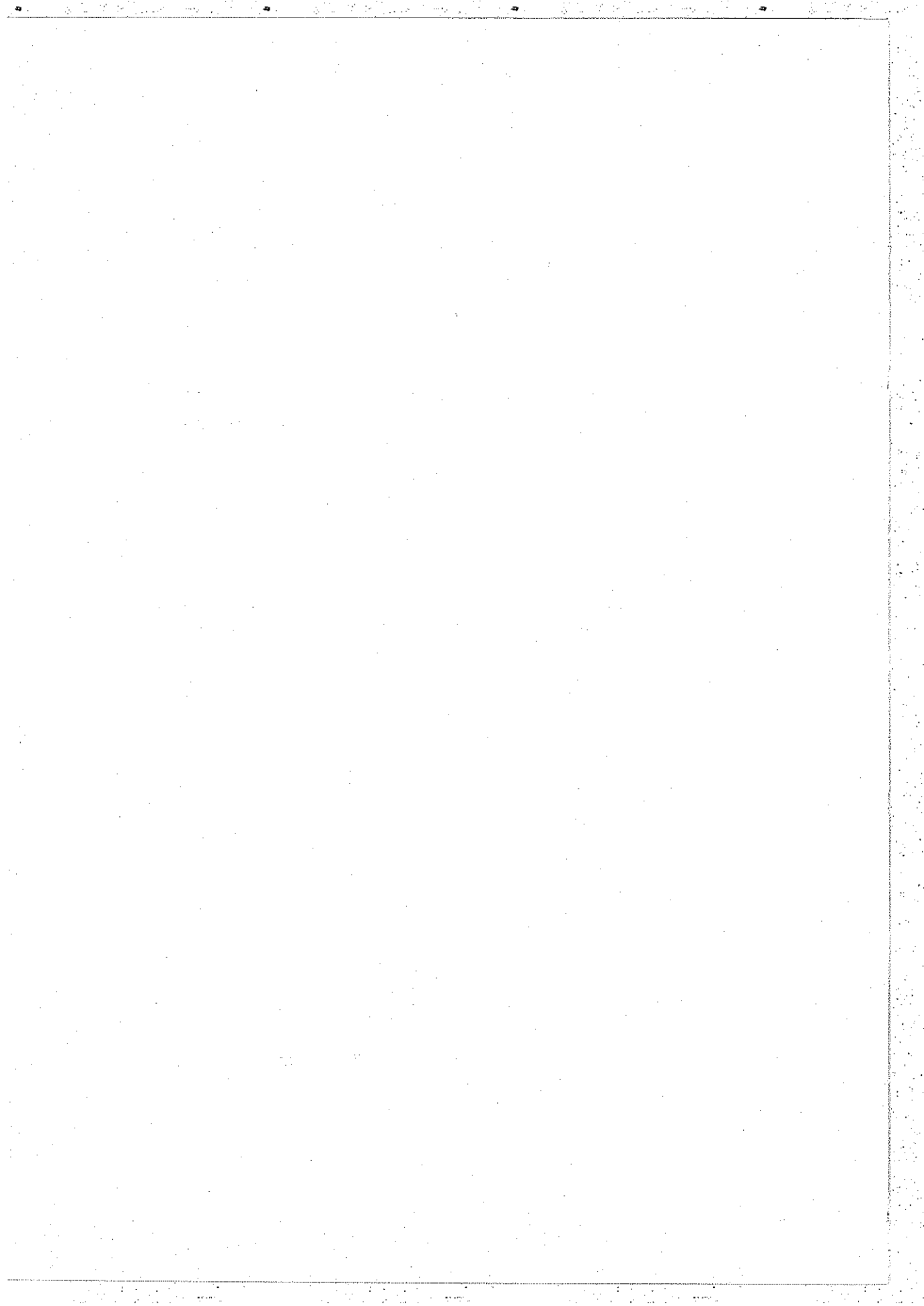


昭和48年 2月26日開会  
昭和48年 2月26日閉会

# 和泉市議会第1回臨時会会議録

第 1 号

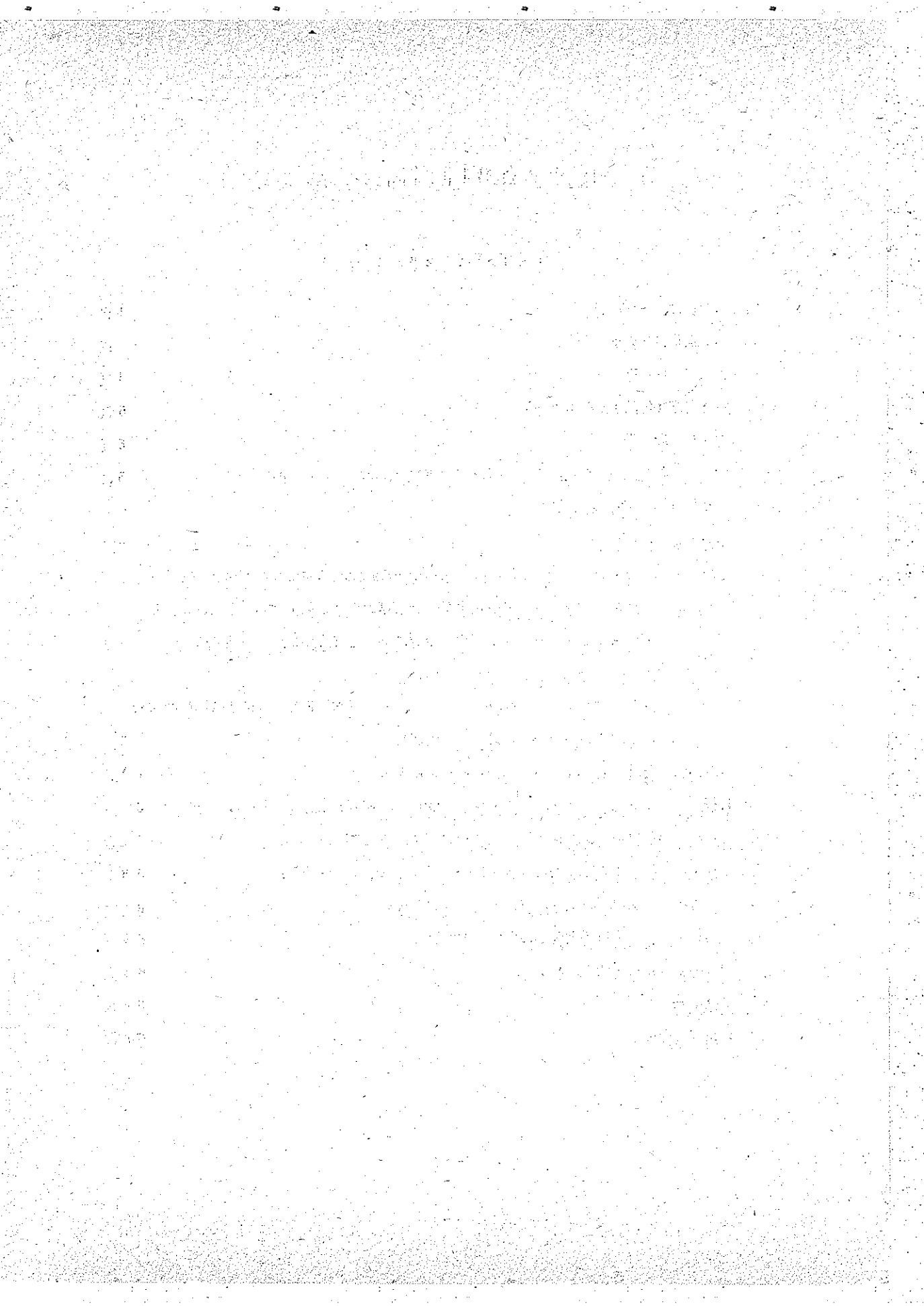
和 泉 市 議 会



# 和泉市議会第1回臨時会会議録目次

昭和48年2月26日(月曜日)

○ 出席議員、欠席議員	1頁
○ 議事説明員その他	1頁
○ 議 事 日 程	4頁
○ 開会宣言(午前10時30分)	5頁
○ 開 会 宣 告	5頁
○ 会議録署名議員の指名(池辺秀夫君、三井正光君、中塚辰之助君)	5頁
○ 市会開会挨拶(代理辻助役)	6頁
○ 会期決定(2月26日)	6頁
○ 日程第1 昭和46年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について(決算特別委員長報告)	7頁
○ 日程第2 昭和46年度公立和泉病院事業会計決算および昭和46年度泉大津市、和泉市伝染病院組合歳入歳出決算の認定について(決算特別委員長報告)	7頁
○ 日程第3 専決処分承認を求めることについて (和泉市消防本部及び消防署の設置、名称及び位置並びに消防署の管理区域に関する条例の一部を改正する条例)	15頁
○ 日程第4 財団法人和泉市開発協会の組織変更について	17頁
○ 日程第5 工事請負契約締結について(仮称)和泉第1団地第1期建設工事	34頁
○ 日程第6 和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について	47頁
○ 日程第7 昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第7号)	53頁
○ 日程第8 国鉄運賃値上げ反対についての要望決議	68頁
○ 日程第9 府営水道料金改定に関する要望決議	67頁
○ 閉会宣言(午後4時1分)	68頁
○ 助役閉会挨拶	68頁
○ 議長閉会挨拶	69頁



昭和48年2月26日午前10時和泉市議会第1回臨時会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（25名）

1番	田中幸一君	17番	山田清二君
2番	木下甲子三君	18番	直村静二君
3番	金沢勝君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君
16番	横田憲治郎君		

欠席議員（1名）

5番 竹下義章君

---

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

助 役 辻 忠 夫	産業衛生部長	宇 沢 清
助 役 藤 田 利	建 設 部長	中 塚 白
収 入 役 橋 本 炳	水 道 部長	神 田 平 吉
総 務 部長 坂 口 礼之助	病 院 長	岩 崎 峭
同和对策部長 佐 原 行 雄	病院事務局長	竹 内 潔
市 民 部長 小 林 一 三	隣 保 館長	高 橋 正 弘

消 防 長	和 田 増 義	保 險 年 金 課 長	杉 本 忠 彦
總 務 部 理 事 (財 務 担 當)	庄 司 清	商 工 課 長	岩 井 益 一
總 務 部 次 長	西 川 喜 久	農 林 課 長	吉 岡 昭 男
福 祉 事 務 所 長	山 本 武 雄	農 林 課 參 事	青 木 太 郎
建 設 部 次 長	林 德 次	保 健 衛 生 課 長	大 宅 清 臣
水 道 部 次 長	田 中 稔	交 通 公 害 課 長	内 田 潔
病 院 事 務 局 次 長 兼 庶 務 課 長	平 野 誠 藏	計 画 課 長	大 浦 行 雄
庶 務 課 長	杉 本 弘 文	土 木 課 長	中 尾 宏
企 画 課 長	橋 本 昭 夫	建 築 課 長	逢 野 一 郎
人 事 課 長	門 林 六 男	区 画 整 理 事 務 所 長	中 西 淳 富
財 政 課 長	北 野 敦 雄	開 発 課 長	白 川 保
資 産 税 課 長	吉 田 日 出 男	会 計 課 計	片 桐 武 雄
市 民 税 課 長	吉 田 利 秀	營 業 課 長	高 橋 新 平
納 税 課 長	吉 田 種 義	工 務 課 長	福 本 喬 久
庶 務 課 參 事 (広 報 担 當)	竹 田 明 郎	經 理 課 長	守 田 勇
推 進 調 整 課 長	萩 本 啓 介	業 務 課 長	藤 原 光 夫
”	生 田 稔	隣 保 館 事 務 長	富 田 宏 之
”	淺 井 隆 介	消 防 署 長 兼 次 長	南 口 主 雄
市 民 課 長	田 中 二 三 夫	監 査 委 員	堀 田 德 治
社 会 児 童 課 長	森 保	監 査 事 務 局 長	西 岡 正 志
福 祉 課 長	山 村 昇	選 管 委 員 長	味 谷 日 吉

逕管事務局長 青木 孝之

教育委員長 堀内 由延

教育長 葛城 宗一

教育次長 阪東 重信

〃 乾 武俊

総務課長 紀之定 藤与茂

学校教育課長 唄 幸治

指導課長 吉見 豊

社会教育課長 広岡 史郎

学校教育課参事 角谷 泰夫

農業委員会事務局長 松村 吉堯

開発協会の事務局長 西川 武雄

開発協会の事務局長 山本 俊兼

開発協会の参事(総務担当)

〃 (用地担当) 宮本 福秀

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 井谷 義雄

次長 北野 丈夫

調査係長 大塚 俊昭

議事係 西垣 宏高

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和48年和泉市議会第1回臨時会議事日程

(2月26日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	(47年) 認定第2号	昭和46年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定 について(決算特別委員長報告)	
2	(47年) 認定第3号	昭和46年度公立和泉病院事業会計決算およ び昭和46年度泉大津市和泉市伝染病院組合 歳入歳出決算の認定について(決算特別委員 長報告)	
3	報告第1号	専決処分の承認を求めることについて  (和泉市消防本部及び消防署の設置、名称及 び位置並びに消防署の管轄区域に関する条例 の一部を改正する条例)	P. 1
4	議案第1号	財団法人和泉市開発協会の組織変更について	P. 3
5	議案第2号	工事請負契約締結について  ( (仮称) 和泉第一団地第1期建設工事)	P. 8
6	議案第3号	和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制 定について	P. 9
7	議案第4号	昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算 (第7号)	P. 11
8	決議第1号	国鉄運賃値上げ反対についての要望決議	別紙
9	決議第2号	府営水道料金改定に関する要望決議	別紙



第 1 回 臨 時 会 第 1 日

(2月26日)

(午前10時30分開議)

- 議長(松尾千代一君) おはようございます。長らくお待ちいたしました。議員の皆様方には何かとお忙しいところ、早朝よりご出席賜りましてまことにありがとうございます。それではこれより昭和48年第1回臨時会を開催いたします。

- 
- 議長(松尾千代一君) 本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

ただいまご出席の議員さんは22名でございます。出原議員さんお1人が遅刻の届け出が出ております。その他の方につきましては、間もなくお見えになるものと思います。現在、22名でございます。

---

開 議

- 議長(松尾千代一君) ただいま報告の通り、出席議員22名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 
- 議長(松尾千代一君) 会議録の署名議員を十番池辺秀夫さん、11番、三井正光君、12番、中塚辰之助君にお願いいたします。

なお本日の議事日程及び議場に出席を求めた者の氏名は、お手元に印刷配布してある通りでありますので、よろしくをお願いいたします。

議案書の中で「財団法人和泉市開発協会の組織変更について」の議案参考資料の添布順序が変更されましたので、先にご配布申し上げました議案書を今朝、お配りいたしました議案書と取り替えさせていただきようをお願い申し上げます。

○ 議長（松尾千代一君） それでは市長のあいさつをお願いします。

（市長あいさつ）

○ 助役（辻 忠夫君） 市長が出ましてごあいさつ申しげるのが本意でございますが、過般、診察を受けました結果、外温の低い間は外へ出ないように引き続き養生すべきであるという診断を受けまして、非常に元気にされておりますが、本日も欠席をしております。皆さんにどうぞよろしくお伝え願いたいと市長も申しておりますので、そういう事情で出られませんことをお詫び申し上げ、お許しをいただきたいと存じます。

私、代りまして一言、ごあいさつ申し上げます。

本日、ここに昭和46年和泉市議会第1回臨時会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には公私何かとお忙しい中をご出席いただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことに対しまして哀心より厚く御礼申し上げます。

今議会にご提案申し上げます議案は、財団法人和泉市開発協会の組織変更についてほか3件と、和泉市消防本部及び消防署の設置、名称及び位置並びに消防署の管理区域に関する条例の一部を改正する条例の専決処分のご承認を求めることについてでございます。何とぞ慎重ご審議賜わりまして、ご可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単でございますが、ごあいさつといたします。ありがとうございました。

○ 議長（松尾千代一君） 助役のあいさつが終わりました。

この際、おはかりいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日一日と決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、本日一日と決定いたします。

○ 議長（松尾千代一君） それではこれより日程審議に入ります。日程第一「昭和46年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について」と、日程第三「昭和46年度公立和泉病院事業会計決算および昭和46年度泉大津市、和泉市伝染病院組合歳入歳出決算書の認定について」と一括議題といたします。

本件につきましては、昨年12月、第4回定例会におきまして、決算特別委員会に付託し、閉会中もご審議を願っておりますので、その審議の結果を委員長の大淵議員よりご報告をお願い

いたします。

(決算特別委員長報告)

- 決算特別委員長(貝淵博治君) 昨年12月18日の第4回定例会に上程された認定第二号「昭和46年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について」認定第3号「昭和46年度公立和泉病院事業会計決算及び昭和46年度泉大津市・和泉市伝染病院組合歳入歳出決算の認定について」を当決算特別委員会に付託され、件会中も継続審議となり、去る2月7日、八日の両日にわたり委員会を開催いたしまして、不肖、私が委員長に、柳瀬議員が別委員長に選任せられ審議をいたしました。

それでは審議の経過並びに結果について、取りまとめご報告申し上げます。

当日は助役、収入役並びに全部課長の出席を求め、一般会計の歳出より款を追ってそれぞれ説明を受け、審議に入ったのであります。

まず、歳出の第一款より申し上げます。

第一款の議会費については、別に質疑なく終わりました。

第二款の総務費については、総務管理費の中で、需用費で170万9千余円の不用額が出ているが説明では諸経費の節減ということであったが、基本的な節減であるとするならば、予算執行においての具体的なものを出して努めた結果なのか、説明願いたい。

第2点は、自動車の借上料は各項に出ているが、たとえば職員が公務に使用した場合にはどのように処置されているのか、借上げの基準等を明確にしているのか。

第3点は、公共用地の借地料について不用額が出ているが、年度途中に当初予定された借地料の値下げがあったのか、あるいは契約解除があったのか、説明願いたい。

第4点は、交通傷害保険料の不用額が多いのは、加入者が当初見込みより少なかったと説明されたが、市民を交通事故から守っていくという立場から、週知徹底がどのようにされたのか。この交通傷害保険制度が実情に即しているとは思えない。保険金の問題等が現実に即した具体的な考えがあるのかどうか、お聞かせ願いたい、等の質問がありました。

これについて、第一点の需用費の不用額については、各課の分を総合して計上しており、基本的に節減策というものは具体的に示していないが、46年度における財政の状態を推計ですが、早くから出し、悪化状況を各課に周知徹底し、執行について細部にわたり検討を加えた結果がこのように現われたものと考えており、需要費に限らず、このような態度をとってきたわけである旨の回答がありました。

第2点の自動車借上料の問題ですが、職員の自動車は今後、使用しないということで、市のほうで自動車の台数を極力ふやし、その対応策を考えており、もし公用車が出てしまっ

いときには借り上げるときもあると思いますが、職員の自動車を公用に使用することは絶対しない方針である。

第3点の借地料の不用額については、借地料の値上げ問題で活の付いていない方があり、その分が未払いとなっていたため不用額が出たもので、その後、一応の仮払いということで受け取っていただき、47年度に入ってから支払っているとの回答がありました。

第4点の交通傷害保険については、当初10%程度の加入見込みで執行したのであるが、6.1%にとどまった結果となり、原因については、PRの不足という点は十分反省しておりますが、ご承知の通り、最近、これと同類系の保険会社が各方面で取り扱っており、農協、銀行、信用金庫等でも実施されているのが一つの原因ともなっているのではないかと考えられ、この保険については掛け捨てである点も原因ではないかと考えられますが、今後、PRについて一層努力していく旨の回答がありました。

そのほか、選管の関係で投票所の増設について、その他、職員手当、児童手当、交際費等の内容についての質問がありましたが、それぞれ回答を得て了し、総務費を終わりました。

次に第三款の民生費につきましては、老人福祉費の中の老人家庭奉仕員報酬に関連して、現在のホームヘルパーというものは完全に配置されているのか。老人の単身家庭のインターホン設置の予算措置がなれているようですが、その状態についてお聞きしたい。

第2点は、老人健康審査委託料で不用額が出ているのは、当初見込みより少なかったということですが、もし少し合理的な行政執行をしていただき、完全に老人の健康を守っていくという意味から、せっかくの委託料が不用になったのでは心もとない。過大に見積りすぎたのか、その点説明願いたい。

第3点は、児童遊園費の工事請負費で入件の児童遊園の整備ができていないが、現実には各町会で遊具等も含めて、3～4年も放置されたままの個所も多く見受けられるのであるが、これらの管理と全く補修工事がなされていないように思いますが、その点おうかがいしたい。

第4点は、保育所費の備品購入費が計上されているが、全保育園に対してどのように配分しているか、具体的にお聞きしたい。

次に第5点目は、委託料のふとん乾燥殺菌については、年何回行なっているのか、等の質問がありました。

これらについては、第1点の老人医療福祉の問題ですが、現在、家庭奉仕員が2名おり、民生委員との協議等も経て2名でまかなえる状態であり、確認はしております。

インターホンの設置については、47年度予算で大阪府の制度として、特に一人暮らしあるいは電話のない家庭ということで30個を申請し、地区民生委員さんと協議し、現在、ほぼ30

個消化できる状態で、関係業者とも契約して工事に着手しつつあり、今後も府と協議して実施していく旨の回答がありました。

第2点の老人健康審査委託料不用額については、昨年10月に65歳以上の対象者約5千700名について名簿を作成し、医師会と契約、対象者の方に個々に通知し、検診の受けられる期間は約1カ月間設けて、自分のすきな日に、すきな医師にみていただくようにということで対策を講じておりますが、実施のパーセントが上がらないことについては、老人クラブ役員さんとも十分協議して、もっときめ細かい対策が必要と思いますので、具体的に調査研究をしていきたい旨の回答がありました。

第3点の児童遊園の問題ですがご指摘の通りですが、昨年九月から10月にかけて、市内約50個所の全児童遊園を点検した結果、緊急を要するところから、4・7年度も補正予算を計上して、少なくとも、子供に危険な状態のないようにと、遊具あるいは環境の整備に努力しておりますが、50カ所もあるので、来年度からは、何としましても地辺町会長さんとも管理の委託契約を行ないまして、応急な修繕等が必要な場合については、早急にわれわれ担当者のほうに連絡を願い、危険な個所を早急に解消しようということで担当課において考え、上司とも協議中であるとの回答がありました。

第4点目の保育所の備品の配置状況は、ピアノ、テレビ等ありますが、ピアノのないところは一園で、各園に不足しているもの特に苦くなったものを取り替えており、毎年続けていきたい旨回答がありました。

第5点目のふとん乾燥殺菌ですが、3歳児未満の昼寝用として使用しているふとんを年2回委託して乾燥殺菌しており、今後も続けていきたい旨回答がありました。

その他、母子寮の問題等2、3ありましたが、それぞれ回答を得、民生費を終わりました。次に第4款、衛生費については、予防接種費の問題ですが、不用額85万余円出ているが、予定していた予防接種をしなくて不用額が出たものかとの質問がありました。

この不用額については、当初の人数より減ったということについては、医師が一会場に3人ないし4人予定しているものが、医師の都合で二人ないし三人のときもあり、医師の減った数が不用額に現われており、予防接種を受けた数が減っていない旨の回答があり、衛生費を終わりました。

次に第5款の労働費につきましては、就労者の就職支度金について、市が失対に対して支度金を出すのかとの問いに対して、昭和46年度において、全国的に雇用奨励制度ができ、国が25万円、府が10万円、市が20万円を負担し、3者が一体となって支度金を出し、就職いれゆる本業に就くよう図ったわけで、今年は38名の該当であるとの回答があり、これを終わ

りました。

第6款、農林水産業並びに第7款、商工費については、説明を受け質疑に入りましたが、別になく終わりました。

第8款、土木費について申し上げます。

第1点、改良住宅の戸数減のおもな原因は何か。

第2点は、道路舗装等の要望に対して、どういう手順で処理しているのか、との問いに対し、第1点については、当初、地区外建設ということで300戸を見込み、折衝等の標準にし、実際に地区内で事業をしている店舗等を考慮し、国、府との協議の結果、約半数を実施し、残りを次年度で新規事業として完成している。

第2点については、交通停滞等のいような情勢を勘案して年次計画を立案し、その中で要望等も含め施工している旨の回答があり、これを終わりました。

第9款の消防費については、現在の団員数、報酬についての質問に対し、団員数は357名で、報酬については現在、前向きで検討中であるとの回答があり、これを終わりました。

第10款、教育費につきましては第1点、学校図書費は、どこに幾ら計上されているのか。

第2点、学校保健の医薬品等が各学校に幾ら配分されているのかとの問いに対して、第1点については、学校管理費の中の教材備品として約2千万円計上し、その中で各学校に応じた予算配分をし、校長の管理運営の中で最も必要なものの購入を前提としている。

第2点については、各学校の割当予算の中で、学校からの請求に基づき執行しているとの回答がありました。

その他、修学旅行の引卒者の補助金について、史談会講師謝礼の史談会とは、どのような活動をしているのかとの質問がありましたが、それぞれ回答を得、これを終わりました。

次に第11款、公債費並びに第12款、災害復旧費及び第13款予備費、第14款、諸支出金について、それぞれ説明を受け質疑に入りましたが、別になく、一般会計の歳出を終わりました。

引き続きまして、一般会計の歳入について申し上げます。

第1款の市税については、不納欠損処分の内容はどうなっているのか、という問いに対して不納欠損の内訳として、市民税983件、固定資産税222件、償却資産税19件というような状態で、これらのおもなるものは、会社の倒産、市民税の特別徴収から普通徴収に切り替えになった納税者の居所不明等で、これらについても追跡調査等を行ない、できるだけ税の徴収を行なっていますが、やむをえず、地方税法にうたわれているもの、その他、いろんな事情等を考慮したうえでの欠損となっている旨の回答があり、これを了として終わりました。

第2款、自動車取得税交付金については質疑なく、第3款、国有提供施設役所在市町村助成交付金について、これらの査定基礎はどのようになっているのか、との問いに対して、法律に基づき交付されており、この配分金については、政府で一定額のワクを決め、自治大法が財政事情等を考慮し、必要と認められた場合に交付されるとの回答があり、これを終わりました。

第4款、地方交付税並びに第5款、交通安全対策特別交付金及び第6款、分担金及負担金については、別に質疑なく終わりました。

第7款、使用料及手数料について申し上げます。

土木使用料中で、電柱敷及び道路占用料の改正はいつか、との問いに対し、昭和44年の4月に改正し、この改正については、府下衛生都市の土木研究会で決定し、使用料については、現時点では現行の通りとの回答があり、終わりました。

第8款、国府支出金、第9款、府支出金については、別になく終わりました。

第10款、財産収入については、元警察跡地をどこに売却したのかとの問いがあり、これについては一応、45年度で処分し、たまたま残額が収入になったものですが、市としては開発協会に売却し開発協会が駅前商店街に200坪残りを農協連合会に売却との回答があり、これを終わりました。

第11款、寄附金、第12款、繰入金、第13款、諸収入、第14款、市債、第15款、繰越金及び第16款、地方譲与税について、それぞれ説明を受け質疑に入りましたが、別になく、一般会計の歳入歳出決算の審議が全部終わりましたので、本決算を認定すべくおはかりいたしましたところ、反対の意見もあり採決の結果、賛成多数により認定することに決定した次第であります。

引き続きまして、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

歳入歳出それぞれ説明を受け、質疑に入りましたが、別になく、本決算を認定すべくおはかりいたしましたところ、全員異議なく認定することといたしました。

次に土地区画整理事業特別会計決算について申し上げます。

本件についても、説明を受け質疑に入りましたが、別になく終わり、認定することについておはかりいたしましたところ、全員異議なく認定することに決した次第であります。

次に公立和泉病院事業会計決算並びに泉大津市、和泉市伝染病院組合歳入歳出決算について申し上げます。

本決算についても説明を受け、質疑に入りましたが、別になく終わり、認定することについておはかりいたしましたところ、全員異議なく認定することに決した次第であります。

以上をもちまして、昭和46年度の決算審査の結果を終わらせていただきます。何とぞすみ

やかに本決算を認定せられんことをお願いいたしまして、報告を終わります。

○ 議長（松尾千代一君） ただいま委員長より詳細な報告が終わりました。

おはかりいたします。本件につきましては、委員長報告に対する質疑を省略し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは討論に入ります。反対の方からお願い申し上げます。

○ 18番（直村静二君） 46年度決算につきましては、反対の立場から反対の理由を述べます。

この46年度当初予算が決まったとき、この予算は同和予算が約5.0%、さらにその財源があるのか、またその計画が執行できるのかということで十万市民の関心を持った予算です。

そこでこの決算書を見ますと、非常に不用額が多い。実現不可能なことを予算に組み、地元との協力が得られない。その証拠に同和事業促進協議会が600万の予算を組みながらもいまだにできていない。こういう点で、和泉市としては、この予算から大きく変ぼうを始めているという重要な性格の予算で、その決算認定で、これがそういう点で十分審議されていないという、問題点を明確に出してない。この点を第1の理由として挙げます。

さらに46年度の債務負担行為の26億8千万円についても決算認定を上程のときにも、何ら付属文書として付け加えていない。4億円ほど買って消滅したという許し難いことです。

またこの予算は地元住民の協力が得られない。その根底には、やはり民間の特定団体の部落解放同盟和泉支部だけが同和事業のすべての権限をするという、間違った基本方針がある。だから、同和促進協議会が設置されていない。この点、さらに十万市民が納得してもらうためには、この決算を通じて、やはり思想、信条、団体所属で差別するような窓口一本を改めるべき結論を出すべきではなかったか。さらにすべての人が参加できるように住民間の対立をなくしていく。市行政は、地方自治法10条2項に基づいて公正に、確立にやられるべきですが、その点が十分決算審査の中でなされていない。

歳入も一つ一つ申し上げますが、国有地の信太山の自衛隊基地の演習場払下げは十万市民の願いです。ところが国有提供自治体として、たかだか年に879万円、坪で八円、これは非常に和泉市に対して何の補助もしていない。その点で市当局の態度が、演習地の払い下げ、返還計画を出していく中で、市民に重大な被害を与えている中で、この金はもっと出すべきだ。この点の努力が不足していると申し上げます。

さらに警察跡地の問題でございますが、450万円は、先ほどの委員長報告の中でもあとのことだと言っておりますが、やはり公共用地の少ない和泉市として、もっと市民のために使う



ことを考えなかったのか。警察には、すでに4千万円も負担してある。これは45年度の継続ですが、何ら態度が変わっていない。

毎日牛乳についても、一たん徴収するんだという議会の答弁を引っくり返してまけてやった。これも千数100万円の46年度に歳入不足として出ている。今後は十分気を付けてもらいたいと思います。

さらに電柱並びにガス管の埋没料についても、阪南各市の現状通りと言いますが、600円ぐらいにすべきだと主張しておりますが、何ら努力してないということを挙げます。

次は隣保館の整備事業債でございますが、解同支部整備事業債として440万円も計上してやってるのは、これは融和政策でなかろうかと申し上げておきます。

次は歳出でございますが、ここでも新しく議員の費用弁償78万円の計上、条例、その他、いろいろ問題があり、指摘しておきましたが、今日、市民から批判が起こっている。これは今後、改めてもらいた。

さらに総合計画立案作成委託料710万円、その詳細について明確に審議していただきたかった。今後、委託料については厳正な内容にしてもらいたいし、報告してもらうことも意見として言うておきます。

さらに10市民の守内業務の中で、合理化政策が進められておりますが、電話交換手については、市民の要望なりを各課に伝える、また秘密防止の点から委託にすべきでないと申しましたが、こういう観点ではおしまい、今後、なくしてもらいたいと注意しておきます。

さらに同和行政についての細目でございますが、非常勤嘱託の身分確定についても不明朗だと申し上げておきます。

さらに地区改良の街路関係でも当然、地元住民の協力ということで繰り越しになっておると思いますが、一貫した監査、またわれわれ議員が疑問を持つ46年度の決算審査をされた各議員さんは、あとに過禍を残さないよう意見を述べておられますが、特に理事者は十分配慮してやってもらいたいと思います。

次に生活保護費は、和泉市の人は2級で、他市と比べて少ない。

さらに33人申し込んで、たった25人しか適用されてないという予算の少ないこと、これは予算を組んだ池辺市長当時でも、分院のとき、産科をつくると一たん決めたが、もっとたくさんの方がお産の費用が助かるように全然考慮されてない。その点十分配慮していただきたいと思います。

次に墓地火葬場についての予算、これも弁護士費用として、市民から訴えられ、市が弁護士料を負担し、46年度の決算書に出ている。地元住民の納得を得てやるという地方自治本来の

姿に逆行する不名誉な弁論料だと思います。絶対に許すことはできません。

さらに学校経費、中学校2校、小学校7校、新增築をやっておりますが、これについても当初、池辺前市長がもう一期市長をやりたいという熱意の現われで、学校関係の予算が全体として85%の不執行になってるが、その理由を聞きたい。学校等の公共投資の大変な負担の中で、この教訓を学んで47年度予算編成を考えているのか。

これらの点について意見を申し上げ、一般会計の認定については反対するものでございます。なお区画整理については、いまだ地元住民の協力を得てない、予算のむだ使いという性格が強い。

また水道も人口急増で、大半が9千万円を越す利子払いという内容、これも考えてもらわなければならない。

また国保についても、今後、値上げの問題があり、一般会計からの繰り入れ等についても、意見として申し上げておきます。

以上、一般会計の反対の理由と他の会計の意見を申し上げて、反対意見を終わりました。

- 議長（松尾千代一君） 次に賛成のご意見を願います。
- 1番（田中幸一君） 私は昭和46年度の和泉市歳入歳出決算認定と、公立和泉病院の事業会計及び泉大津市、和泉市伝染病院組合歳入歳出決算認定について、賛成の意を表するものであります。

決算認定というものは、すでに使ってしまい、すんでしまったからどうでもええということでは決してないのでありまして、われわれ議会が一年間、当初予算をはじめとして十分慎重審議し、予算化したものを、理事者が確実にこれを執行し、しかもその事業効果が十二分に現われておるということを確認し、来るべき予算編成に資するのが決算認定の大目的であります。

意見といたしまして、予算内容については歳出53億8千万円中、市民の関心の深い投資的費用に26億1千万円、約49%が使われております。歳入面でも56億中、国、府の補助、起債を含めて33億、58%を占め、国、府の補助、起債に依存していることがはっきりわかります。今後、理事者もこの点を十分留意され、国、府等の補助金の獲得には力を入れていただきたい。

また医療面でも、こういう福祉優先の施策から、病院、診療等においても、十分に市民の要望に応えるよう努力されたい。

国保関係についても、2億1千万円の黒字だが、46年度単年度においては、350万円の赤字が出ておる。今後、国保関係についても十分配慮されたい。

また土地区画整理等についても十分検討し、1日も早く完成をしていただきたい。

以上、私の意見を申し上げ、今後、健全なる財政を確立し、市民の要望に応えるように努力していただくことを期待し、賛成の意見といたします。

- 議長（松尾千代一君） 以上をもちまして討論を終わります。

ただいま討論の通り、賛成、反対のご意見がありますので、採決を行ないますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようですので、採決に入ります。

それでは昭和46年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について、昭和46年度公立和泉病院事業会計決算及び昭和46年度泉大津市、和泉市伝染病院組合歳入歳出決算の認定についてを、いずれも委員長の報告通り認定することにご異議ございませんか。

- 18番（直村静二君） 病院の分については、私のほうは認定は賛成でございます。
- 議長（松尾千代一君） それでは賛成の方挙手を願います。

（挙手多数）

賛成多数でございますので、昭和46年度大阪府和泉市歳入歳出決算、昭和46年度公立和泉病院事業会計決算及び昭和46年度泉大津市、和泉市伝染病院組合歳入歳出決算は、いずれも委員長報告通り認定することに決定いたします。決算特別委員の皆さんには大変ご苦労さまでございました。

- 
- 議長（松尾千代一君） 日程第3「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第1号

#### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

昭和48年2月26日提出

和泉市長 藤木秀夫

専決第1号

和泉市消防本部及び消防署の設置、名称及び位置並びに消防署の管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、和泉市消防本部及び消防署の設置、名称及び位置並びに消防署の管轄区域に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

昭和48年2月14日専決

和泉市長 藤木 秀夫

和泉市条例第1号

和泉市消防本部及び消防署の設置、名称及び位置並びに消防署の管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

和泉市消防本部及び消防署の設置、名称及び位置並びに消防署の管轄区域に関する条例（昭和38年和泉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

消防本部の名称及び位置

名 称	位 置
和泉市消防本部	和泉市一条院町140番地の2

別表第2

消防署の名称、位置及び管轄区域

名 称	位 置	管轄区域
和泉市消防署	和泉市一条院町140番地の2	和泉市全域

附 則

この条例は、昭和48年2月15日から施行する。

○ 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 消防長（和田増義君） ご報告申し上げます。

消防本部庁舎の竣工に伴い、庁舎位置の移転をする条例改正の条例改正の件でございまして府中町6丁目12番地の2から、新所在地の和泉市一条院町140番地の2つの移転手続でございまして、2月15日付けをもって専決さしていただいたものでございます。

よろしくご審議、ご承認を賜りたいと思います。

○ 議長（松尾千代一君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を報告通り承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、報告第1号を承認することに決めます。



○ 議長（松尾千代一君） 日程第4「財団法人和泉市開発協会の組織変更について」を議題といたします。

議題を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第1号

#### 財団法人和泉市開発協会の組織変更について

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）附則第2条第2項の規定に基づき、財団法人和泉市開発協会の組織を変更して和泉市土地開発公社とすることについて議会の議決を求める。

昭和48年2月26日提出

和泉市長 藤木 秀 夫

## 和泉市土地開発公社設立趣意書

近年我が国における急速な経済活動の進展は、豊富な物資による消費社会と高度成長を促進する工業社会を形成した反面、地域社会にいたしては種々の問題を提起し、国民はその早期解決を求めている。即ち社会資本の整備にたいする投資の立遅れは、住民の快的で安全な生活を十分に保障しているとはいえない。特に本市は、大阪都市圏域における将来の都市形成の方向からみて、長期的視野にたちその対策を緊急に樹立する必要がある。これら対策のなかで施設整備を計画的に推進するためには、住民の理解と財源の確保と平行して、公有地の先行取得が担保されなければならない。国における「公有地の拡大の推進に関する法律」の施行をはじめ、一連の土地対策の成果を本市において達成する手段として、和泉市土地開発公社を設立し、市民の求める多種多様な行政需要を充足する施策を円滑に、かつ緊急に実施するものとする。これが本公社を設立する理由である。

## 和泉市土地開発公社款

### 第1章 総 則

#### (目 的)

第1条 この土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定に基づき、公有地となるべき土地の取得及び管理を行ない、もって地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (名 称)

第2条 この土地開発公社は、和泉市土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

#### (設立団体)

第3条 公社の設立団体は、和泉市とする。

#### (事務所の所在地)

第4条 公社は、主たる事務所を和泉市に置く。

#### (公害の方法)

第5条 公社の公告は、和泉市役所前の掲示板に掲示して行なう。

### 第2章 役員及び職員

#### 第1節 役員及び職員

#### (役 員)

第6条 会社に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以内
- (2) 監事 2人

- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とする。
- 3 理事のうち、1人を常任とすることができる。

(役員職務及び権限)

第7条 理事長は、会社を代表し、その業務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して、会社の業務を掌理するとともに、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、会社の業務を処理し、理事長及び副理事長ともに事故あるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長がともに欠けたときはその職務を行なう。
- 4 理事は規程の定めるところにより、会社の業務を執行する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行なう。

(役員任命)

第8条 理事及び監事は、和泉市長が任命する。

- 2 理事長は、理事の互選により決定する。
- 3 副理事長及び専務理事は、理事長が指名する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

- 2 補欠により任命した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後もその後任者が任命されるまでは、その職務を行なうものとする。

(役員兼任の禁止)

第10条 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員給与等)

第11条 役員には給与を支給しない。ただし、常任役員には、別に定めるところにより給与を支給することができる。

- 2 役員には、費用弁償を支給することができる。

(職員任命)

第12条 職員は、理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第13条 役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

## 第2節 理事会

(設置及び構成)

第14条 会社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第15条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を附して要求があったときに、理事長が招集する。

(理事会の議事)

第16条 理事会の議長は、理事長をもってあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 緊急の必要があるときは、理事長は、自らの責任において案件を専決できるものとし、すみやかに理事会の承認を得るものとする。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることできる。

(理事会の議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 毎事業年度の子算、事業計画及び資金計画

(3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

(4) 規程の制定又は改正若しくは廃止

(5) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項

(6) その他会社の運営上重要であると理事長が認める事項

2 前項第1号及び第2号並びに第4号に掲げる事項のうち業務の執行に関する規程については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

## 第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第18条 会社は、第1条の目的を達成するため、公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項各号の土地の取得、造成その他の管理及び処分に関する業務のほか、当該業務の遂行に支



障のない範囲内において、国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得の  
あつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行なう。

(業務方法書)

第19条 会社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書  
(業務の執行に関する規程をいう。)の定めるところによる。

#### 第4章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第20条 会社の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 会社の基本財産の額は、500万円とする。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

(事業年度)

第21条 会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び事業計画等)

第22条 会社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前  
に、和泉市長の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第23条 会社は、毎事業年度の終了後2箇月以内に、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び  
事業報告書を作成し、監事の意見を付けて、和泉市長に提出する。

(利益及び損失の処理)

第24条 会社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失  
失をうめ、なお残余があるときはその残余の額は、準備金として整理する。

2 会社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して  
整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第25条 会社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債又は地方債の取得

(2) 郵便貯金又は銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

#### 第5章 雑 則

(定款の変更認可)

第26条 この定款を変更しようとするときは、和泉市議会の議決を経て大阪府知事の認可を受け  
なければならない。

( 解 散 )

第 27 条 公社は理事会で出席理事の 4 分 3 以上の同意を得たうえ、和泉市議会の議決を経て大阪府知事の認可を受けたときに解散する。

2 公社が解散した場合において債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、和泉市に帰属する。

( 規程への委任 )

第 28 条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

( 実施期日 )

1 この定款は、財団法人和泉市開発協会が公社へ組織変更した日から実施する。

( 実員の任命 )

2 公社の最初の理事長は、第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、和泉市長が任命する。

議案第 1 号参考資料

( I ) 公有地の拡大の推進に関する法律 ( 昭和 47  
年法律第 66 号 ) 抜粋

( 設 立 )

第 1.0 条 地方公共団体は、当該地方公共団体の事務 ( 当該地方公共団体の長の権限に属する国の事務を含む。 ) で次に掲げるものを円滑に処理するため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

(1) 第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する土地の取得及び管理

(2) 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地の取得及び管理

(3) 公営企業の用に供する土地その他地域の秩序ある整備を図るために必要な政令で定める土地の取得及び管理

2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県 ( 都道府県の加入する一部事務組合を含む。以下この項において同じ。 ) 又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあっては主務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

( 業務の範囲 )

第17条 土地開発公社は、第10条第1項各号の土地の取得、造成その他の管理及び処分に関する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行なうことができる。

附 則

(公益法人の土地開発公社への組織変更)

第2条 民法第34条の規定により設立された法人のうち、地方公共団体が基本財産たる財産の全部又は一部を拠出しているもので第10条第1項に規定する地方公共団体の事務に相当する業務を行なうことを目的とするもの(以下この条において「公益法人」という。)は、この法律の施行後2年内に限り、その組織を変更して土地開発公社となることができる。ただし、当該公益法人が社団法人であるときは、総社員の同意がある場合に限る。

2 前項の規定により公益法人がその組織を変更して土地開発公社となるには、設立団体となるべき地方公共団体の議会の議決を経て、その公益法人の定款又は寄附行為で定めるところにより、組織変更のために必要な定款又は寄附行為の変更をし、第10条第2項の規定の例により、主務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

(第3項以下略)

○ 議長(松尾千代一君) 提案理由の説明願います。

○ 総務部長(坂口礼之助君) それではお許しを得まして、議案第一号、財団法人和泉市開発協会の組織変更についての提案の理由並びにその内容に関し、ご説明申し上げます。

ご説明に先立ち、お手元にあらかじめご送付申し上げました議案の印刷順序に一部誤りがありましたことを深くお詫び申し上げます。

近年、わが国における社会資本の整備に対する投資の立ち遅れはいろいろな問題を提起し、特に住民の快適で安全な生活を保障するために必要な諸施設を緊急に整備充実を要望する声が大であります。さらに人口集中の激しい大都市圏域における市町村にあっては、一刻も猶予できない現状であります。これら公共公益施設の整備の基盤となる公有地取得のいかんが、これら事業の円滑で、かつ緊急な実施の成否をにぎる鍵であります。昨年、国において、公有地の拡大の推進に関する法律が施行され、都市計画施設等に係る届け出による公共公益用地の取得は、地方公共団体、もしくは土地開発公社がその任に当たるものとされ、これらの取得に当たっては、税法上からの特別措置及び財源措置について配慮が加えられ、公有地の拡大が容易に進められるよう法律的な措置がなされたものでございます。

本市におきましても、これの趣旨に沿い和泉市土地開発公社を設立すべく、法の付則第2条の規定に基づき、財団法人和泉市開発協会を和泉市土地開発公社に組織変更を行ない、同法付則第2条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるべくご提案申し上げる次第でございます。

設立趣旨は、3ページに記載の通りでございます。提案の理由で申し上げた趣旨の通りでございます。

それでは財団法人和泉市開発協会の組織を変更いたしまして、創設されます和泉市土地開発公社の定款について、その概要をご説明申し上げます。

この定款は、5章、2節、28条から成っております。各章、節ごとに順次ご説明申し上げます。

まず、第1章の総則では、土地開発公社の設置目的、名称、設立、団体、事務所の所在地、及び公告方法が規定されてございます。

まず第1条では、設置の根拠が公有地の拡大の推進に関する法律であることを明らかにし、主として公有地となるべき土地の取得及び管理を行ない、もって地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的といたしております。

第3条の土地開発公社設立団体は、他の市と共同で設立することも可能ではございますが、和泉市単独で設立することといたしております。

第2章は、役員及び職員に関する規定で2節に区分いたしてございまして、第1節では、役員の種別、定数、職務及び権根、任命、任期、兼任の禁止及び給与等、それに職員の任命、兼職禁止に関する事項を規定いたしております。

役員は理事10人以内、監事2人で構成いたしてございまして、その責任体制を明らかにするため理事長制をとっております。理事、監事は、和泉市長が任命することといたしており、理事長は理事の互選により決定されますが、最初の理事長は和泉市長が任命することとなっております。役員の任期は2年といたしてございます。役員は常任の者を除いて無報酬でございますが、費用弁償は支給することができることといたしてございます。

第2節は、理事会に関する規定でございまして、理事会の設置及び構成、その招集、議事、議決事項等が規定されております。

理事会は、理事長が必要に応じて招集し、自らその議長を勤めることとなっております。

理事長は、緊急の必要がある案件については専決する権根が認められており、監事も理事会に出席して意見を述べるができることとなっております。

理事会の議決を経なければならない事項としては、第17条に規定いたしてございますように、(1)定款の変更。(2)毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画。(3)毎事業年度の財産目録、

貸借対照表、損益計算書及び事業報告書。(4)規程の制定又は改正若しくは廃止。(5)規定により理事会の権限に属せしめられた事項。(6)その他、公社の運営上重要であると理事長が認める事項。となっております。

これらの事項のうち、第1号及び第2号並びに第4号に掲げる事項のうち、業務の執行に関する規程については、出席理事の3分の2以上の賛成によって決することになってございます。

なお役員につきましては、和泉市長によって任命され、または罷免されるという関係もあり、市長とは対等の立場にある議員さんからは選任いたしません、助役等、常勤特別職及び関係部長を任命いたしたく予定いたしています。

第3章は、業務及びその執行についての規定でございまして、第18条は、業務範囲を明確にいたしており、第19条で、その業務の執行に関しては、この定款に定めるもののほかは、業務方法書に定めることといたしてございます。

第4章は、基本財産の額、その他資産及び会計に関する規定でございまして、第20条では、公社の資産は、基本財産と運用財産の2種類に区分し、基本財産の額を500万円とし、全額和泉市より出資することといたしてございます。

公社の事業年度は、第21条にございますように、一般会計の会計年度と同じく毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日で終了することにいたしてございます。

公社の会計は、いわゆる企業会計方式を用いることとされておりまして、予算、事業計画及び資金計画については、事業開始前に市長の承認を受けなければならないことになっており、これを変更しようとするときも同様とすることになっております。

事業年度が終了いたしましたときにも、2カ月以内に財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の意見を付けて市長に提出することとなっております。これら公社の予算並びに決算に関する書類は、地方自治法第248条の2、第2項の規定によりまして、市長より議会に提出しなければならないことになっております。

公社の毎事業年度毎の利益及び損失の処理につきましては、第24条に規定いたしてございます通り、利益が生じた場合は、前事業年度から繰り越した損失があればこれを埋め、なお残余があったときは準備金として整理することといたし、損失を生じたときはこの準備金で補てんすることとし、なお不足がある場合は、繰越欠損金として整理することといたしてございます。

なお、業務上の余裕金については、国債または地方債の取得、郵便貯金、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金など、確実な方法によって運用するよう規定されております。

第5章の雑則では、定款の変更、公社の解散等が規定されており、定款は、和泉市議会の議

決を経て、大阪府知事の認可を受けなければ変更できないこととなっています。公社を解散しようとするときも、出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、和泉市議会の議決を経て、大阪府知事の認可を受けることとなっています。この場合、公社の債務を弁償してなお残余財産があった場合には、和泉市に帰属することとなっています。

なおこの定款は、財団法人和泉市開発協会が公社への組織を変更した日から実施することといたしてございます。

以上で簡単でございますが、議案第1号の概要の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、原案通り可決、ご決定をお願いいたします。

○ 議長（松尾千代一君） 説明が終わりました。本件について質疑ご意見ありませんか。

○ 17番（山田清二君） 定款でございますが、何か準則等があってつくられたものか、先にひとつお願いいたします。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。

○ 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

準則がございまして、それに則ってつくってございます。

○ 18番（山田清二君） 準則があれば、大体それで一切が行なわれることになるとは思いますが、これで1、2項目についてとありますが、質問したいと思います。

理事は理事長を含め10名、あと監事が2名、また監事は理事公というか、事業の運営には参加しないということが規定されており、したがって、10名の理事で一切が運営していけることになると思います。しかも会計報告は各年度毎にはっきりして市長に報告しなければならないと規定されておりますが、その市長が理事長であり、しかも役員は理事長が任命するという形になっておるとすれば、市長の権限で一切が行なわれるということになると思います。しかも市長はそれを議会に報告しなければならないと説明の中では言われましたけれども、これは単なる報告であるのか、あるいは議会で承認してもらわなければならないということになるのか、これが第1点。それから市長の権限についてのもう少し具体的な説明をひとつお願いしたい。

それから27条の2項には「残余」とありますが、この「残余」の中にはマイナスも含まれておるのかどうか。

この3点についてご説明をお願いします。

○ 総務部長（坂口礼之助君） ご説明申し上げます。

お説の通り、いわゆる理事10人でもって土地開発公社の運営に対して全責任を持っていかなければならない。監事さんは運営については当然、責任がございませぬし参加すべき性質の

ものではございません。ただ、理事会に監事としての立場で出席して意見を述べることはできると規定されております。その点、議員さんのご指摘の面、いわゆる市長権限の範囲内ですべてができるんじゃないかというのは、その通りでございます。われわれといたしましても、過去、開発協会の運営の実態等からいたしまして、議員さんの参加をお願いしたいという考え方は基本的に持っておったわけでございますが、この公有地の拡大の推進に関する法律の内容等からいたしまして、開発公社の役員は、設立団体である団体の長、すなわち市長が任命もでき、かつ罷免もできるという市長の権限が全体に行き渡っております。ご説明の中でも申し上げましたように、全く市長と対等の立場でございます皆さんからこの理事に参加していただくことになりますと、対等の立場の方が、対等の立場の人を任免するという行為は非常に不見識だという面から、今回、直接参加していただくことは避けておるわけなんでございますが、この定款の内容等のご説明の中でも申し上げました過去の経緯の中でもお願いして参っておりますように、まことに土地開発公社の事業そのものがかなり膨大なものかつ、複雑な内容を含んでくるだろうと思います。

したがって、理事者間だけの考え方、全くストレートにこれを運営することにつきましてはやはり無理があるだろう。第3点と関連しますけれども、残余財産の中には、当然赤字も含まれて参ります。そういう関係で、公社の運営を誤りますと、直接一般会計に大きな影響を与えるという面等もございますので、組織的には議会議員さんに役目に入っていただくことは疑問があるのでございますが、何らかの他の形を持ちまして、開発公社の事業運営あるいは実際の活動の内部にわたりまして、議会の意思を反映させていただくような機関を別途に設置していただきたいという考え方を持っております。その点につきましては、議長さんのほうにもお願いをいたしまして、公社発足の時点までには、何らかの形で協会を直接監督していただけるような機関を設置していただけたらと考えております。

第2点の議会に対する報告についての承認でございますが、法律上では、承認行為は必要といたしてございません。議会に提出、この公社の運営あるいは決算、予算等の内容について、議員さん方のご意見を承るということだけでございます。

第3点は、先ほど申し上げましたように、残余財産の中には赤字も含まれてございますので、赤字の場合も設置団体である和泉市が当然、その責任を承継していかなければならないということでございます。

以上でございます。

- 17番(山田清二君) いまの説明では、ただ市が公有地を買収していく、いままでであれば、事業決定がなされ、事業がなされなければ起債も受けられないという形であったのを、開

発公社をつかって事前に何年か前に、ある程度の見通しのあるところは全部買っておこう。そして実際に事業をやるときには相当値上がりしておるから、早く買っとくほうが市のためにも得だという考え方も含まれ、資金繰りが楽だという形になっているとは思いますが。

ただ、市が直接やっていく場合には、一つ一つ議会の承認を得なければならないにもかかわらず、公社の場合には十名の役員で市長が議長になるから、替否のときにはないでしょうが、4名の反対があったとしても通っていく。それでどんどん土地を買っていく。今度は市が事業をやろうとするときには、議会でこれが否決されたとすれば、この土地は一体どうなるか。これはそのまま損失として、解散の場合はどっかへ売るのでどうか知りませんが、財産で欠損にならないでしょうが、そのまま持っていくのか。ここで言う議決があとになっていく。実際はそういう面ではどういうふうに対処しようとしているのか。議会では三年後、五年後の債務負担行為として議決を得ていこうとしているのか。そういう面についても相当議会でも問題になるでしょうし、また相当考えなければならないような状態になってくるんじゃないかと思う。

その点、これは決まればこのままいけるわけですから、もう少しいろんな面を説明していただいて、皆が安心して「これで結構でございます」という状態でいきたいと思うんですが、その点もう少し説明を加えていただきたい。

○ 総務部長（坂口礼之助君） いろいろのご指摘の点でございますが、実際の運営の面についてのご批判なり、ご疑問の点が多々あると思います。まず、直接議会との関係がどうなるのかという点についてご説明申し上げますと、法律上では、ただいまご審議をわずらわしておりますように、いわゆる土地開発公社の設立する段階での定款では、まず、議会の議決を得なければならない。それからこの定款を変更する場合にも、やはり議会の議決を得なければならない。それから土地開発公社に出資する場合その出資金に対する予算は、当然議会の議決を得なければならない等がございます。それから解散する場合も、当然議会の議決を取らなければならない。

そのほかに実際の運用面につきましては、いわゆる報告という形式だけになりますが、毎事業年度の予算、事業計画、資金計画等、市長に提出されたものにつきましては、公社から市長に報告されたものにつきましては、その都度、議会に正式にご報告申し上げる、決算についても同じことでございます。

その他にいわゆる公社が土地を先行取得するための資金調達、長期借入れ等を行いますが、これらはすべて債務保証という形で、一般会計予算の上に現われて、議会の議決を賜わらなければならない。その賜わった債務保証の範囲内でしか長期借入金はできない、この範囲の運用しかできないということになります。



それからこれは直接の関係でございますが、それから第1点でご質問ございました開発公社の理事会が決定執行して買入れた土地が、たまたま、公共の用に供する場合、議会において、その土地が公共の用に不向きであるという形で否決されたということは当然、その可能性はございます。この場合は、否決された土地は公共施設のためには使えませんので、他の公共施設をそこに設置するかどうかということは、できるだけ公有地ということで使用していくように考えて参りたい。しかし、これはどうしても公有地として使用できないという状態になった場合には、やむなく売却することもありうるということでございます。

原則的には、公社の業務の範囲は、公共用地になるべき土地の取得が中心でございますので、少なくとも、出費した金額に対する対価というか、対物が必ず担保されるという面で、いわゆる大きな赤字の危険性はないんじゃないかと考えますが、実際の運営を誤まらないように慎重な配慮が必要であろうと存じております。

- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ございませんか。
- 18番（直村静二君） これは若干、議員総会で意見を言うておりますが、基本としては、開発協会から公社に切り替えたという形は反対ではない。問題は管理運営について簡単に質問したい。

いま開発協会が持ってる土地、これが今日の時点で公社が設立されたらすぐ切り替えと思うが、その点、いま開発協会が持っている土地、またそれを売った人は、税法上の公共施設、その他の特例関係については、どういう違いがあるのかという点をひとつお聞きしたい。

それから「役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない」という点を、明快にどの範囲まではできないということを知らせていただきたい。

それから先ほどの坂口部長の答弁の中で、何か運営面で特別にそれをチェックする。もしくは監督する機関をつくりたいという答弁がありました。私が申し上げたいのは、やはり公共用地の獲得ですから、その中に完全に一つの公共用地の獲得のための用地課を早く設置されたい。この点は議員総会でも申し上げましたが、そうなれば当然、一般会計なり、さらに日常の業務運営の管理監督という関係でしやすくなるのではないかと思いますので、明快に先ほどの答弁の監督機関を考えているということと、私の提案とはどんな関係になるか、お答え願いたい。

- 議長（松尾千代一君） 答弁。
- 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

まず第1点の売り手の立場に立った場合の税の関係でございますが、従来もできるだけ公

有地にお売り願って場合には、いわゆる租税特別措置が受けられるようにという配慮はして参っておるわけですが、その使用目的によっては、受けていない場合もあるかと存じます。

開発公社になりまして場合には、土地を開発公社におわけ願った場合には、その売り主には譲渡所得税がかかりますが、いわゆる1,200万円等の特別控除が認められるということです。その内容によって認められないような性質の場合でも、最低300万円の特別控除が認められるということになってございます。この点は新たに設置された有利な条件と申しますか、ということだろうと思います。

それから管理運営面の問題点ですが、ご提案の用地課の設置等につきましては、開発公社に切り替えると同時に、内部的な組織についても検討していこうという考え方を持っておるわけなんですけれども、私が先ほど山田議員さんにご答弁申し上げましたのは、そうした内部的の市長部局内の組織変更という問題だけではなく、議会が開発公社の運用面についても、直接監督していただける機関というか、そうしたものをお考え願いたいとご提案申し上げたのであります。この点については、いろいろご論議があることだと思いますが、法律的に解釈すれば、土地開発公社というのはいわゆる公法人でありまして、独立した人格を持つ、権利並びに義務を持っていける公法人でございまして、当然、理事長以下理事の責任において運営すればいいんじゃないかというご議論があるかと思えます。正論であり、われわれもそれを否定するものではございません。

しかしこの法律にも書いてございますように、土地開発公社はそうした別法人ではあっても、業務は、全くその設置団体の地方公共団体に代って土地取得の業務を行なうという密接不可分な関係がございまして。

それと、本市のように開発途上にある市といたしましては、その開発のテンポ等にも合わせて、いわゆる公共施設の設置等が今後、さらに増強されてくると思います。したがって、公有地を買い求めることについては、かなり多額な金額を扱っていくことになるのではないかと予想されます。その開発公社の運用いかにによりましては、一般会計、市の台所に直接いろんな影響をもたらしてくるということもございまして、市民一般も公社のあり方につきましては、かなり注目されるんじゃないかと思えます。

そういろいろな角度から考えまして、市政執行の一方の責任をお持ちの議会議員さん等におきましては、なるべく詳しく開発公社の運用内容を知っていただき、あるいはご指示、ご指導なりいただきたいながら、健全な開発公社の運営をしていきたいということをねらいといたしまして、議員各位に参加していただけるような機関をお願いしたいと考えておるわけなんです。それがどんな形になるか、理事者側から一方的にご提案申し上げかねますので、議会側と

十分ご相談申し上げ、よりよい、適正な運用を図っていただけるようなものをつくっていただきたいということです。

役員 の 兼 職 に つ き ま し て は、こ こ に 記 載 し て ご ざ い ま す よ う に、い わ ゆ る 営 利 を 目 的 と す る 団 体 の 役 員、会 社 の 役 員 と か、社 団 法 人 の 営 利 を 目 的 と し た 団 体 等 の 役 員 あ い い は 社 長 等 に は な っ て は な ら ない。そ れ か ら 自 ら 営 利 事 業 を 営 む 経 営 者 と い う 立 場 に も な っ て は い け ない と い う こ と で ご ざ い ま し て、現 在、わ れ わ れ が 市 の 職 員、地 方 公 務 員 と し て、す べ て そ う し た 営 利 会 社 で あ る と か、自 分 が 営 利 の 仕 事 を す る こ と は 禁 じ ら れ て お り ま す が、そ の 地 方 自 治 法 上 の 兼 職 禁 止 の 規 定 を こ こ に 適 用 し て い る と い う こ と で ご ざ い ま す。

○ 18番(直村静二君) おのずと制約された形の役員人事ですね。それから税法上は300万はいずれにしてもまける。もう一つ、やはり議会側の監督が必要だというのは、47年度ですでに75億の債務負担行為のワグがあるから、おそらく公社が買わないかんんじゃないか。また当然、3月定例会で次の債務負担行為も何ぼか出てくるので、それも含めて買い物しなければいかん。それで議会がその案件について否決した場合は、公社が危険を受ける。そこで十分議会、市民が一心同体で管理監督ができる機関を相互に考えていこうということです。最初に申し上げたように、いままでのずさんなものから開発公社に変わる、公有地の拡大、整備ということから反対ではないということから、私たちはこれを認めてはいいが、運用面については十分関心を持ってるといことです。

○ 議長(松尾千代一君) 他に質疑、ご意見ございませんか。

○ 7番(田中包治君) 予算と事業計画の内容、公共投資について、そこで大きな問題になるのは、開発公社なるのが土地を買う場合、そして市に売るとき、自動的に利子なり、職員の費用がプレハブされて売却されるわけですね。そうすると、問題は損することはない。そこで議員さん方が心配するのは管理運営だと思う。チェックするところがなければ、非常に危険性がある。もし予算が出てきて議会で否決された場合の損失問題が大きくグロースアップされてくる。ここらをどういうふうに運営し、計画していくか、もうちょっと明確にしたいと思います。

○ 議長(松尾千代一君) 答弁。

○ 総務部長(坂口礼之助君) いわゆる運営上の問題でございますが、非常にこれはそれぞれのケースによって問題が起きてくるだろうと予想されます。

しかしまず第1に言われることは公社がその年度において取得しようという土地についてのかなり明確な内容が、一般会計の当初予算における債務負担行為の中で出てくるということがまず、一つございます。この中で一つ、大ワグが押えられるんじゃないかと思ひます。これは当

然、議会のチェックも得られるわけなんです、さらに公有地の拡大の推進に関する法律等の内容では、当初に予定できないものもあるわけです。たとえば市街化区域内の土地をお持ちの方で、300平方メートル以上のものを売ろうとする場合には、市に買入れを申し入れることができるわけですから、たまたま、その土地が直接本年度あるいは次年度以降の公共施設の計画予定地でなかった場合も、公共用地の代替地等の形で取得する場合がありますから、当初の計画通りの土地の取得だけで終わるかということではなく、そうした不特定多数のものも買わなければならない面が出てきます。

そうした面で運用上の歯止めをどこに持っていくかという必要があります。これは当然、運用の責任の立場にある理事長以下理事が、真剣にこの問題を考えながら取り組んでいくことがまず第1でございますけれども、いわゆる市の公共施設の立地計画、公共用地の取得計画というものを詳細に立て、その計画に基づいて、公社が公有地取得の基本的な運用方針というものを樹立していく、この不離一体の連繫を常に密にしていかなければならないんじゃないかと思えます。これは開発協会の場合でもそういうことが言えますが、開発公社になった場合は、さらに資金の導入等についても国家的な援助の面もあり、非常に容易な関係上、不必要な土地を安易に買うという危険性も当然、付随して出てくるということです。これがやはり公社運営上の1番の問題点だとわれわれは理解しておるわけなんです。したがって、用地の取得については、慎重に、計画的な買収ということを中心に考えていきたいと考えておるわけなんです。結果的には、そういう理事並びに相当幹部の方々の慎重な運営に待つところが非常に大きいと考えております。それなるが故に、やはり公社だけが独走するというのではなく、議会の方々ととの緊密な連繫、ご意見を拝聴しながら運営していくという方式をぜひお願いしたいと考えておるわけなんです。

○ 7番(田中包治君) そうすると今後、不良財産というか、損失があるということと、もう一つは年間予算の中で5億円のものを買う場合と、100億円のものを買う場合との市の負担が相当変わってくるということも事実ですね。

○ 総務部長(坂口礼之助君) はい。

○ 議長(松尾千代一君) 他に質疑、ご意見ありませんか。

○ 27番(成田秀益君) 第19条の業務方法書、これは何かこしらえてますか。

○ 議長(松尾千代一君) 理事者答弁。

○ 総務部長(坂口礼之助君) 原案は用意してございます。正式には理事会の議決事項にもございましたように、理事会にはかりまして、3分の2の特別議決をいただかなければならないことになっておりますが、原案は開発協会で作成し、用意しております。

○ 27番(成田秀益君) 原案ぐらいを見せてくれたっていいんじゃないですか、内容ですもんじゃないから。いままでは議会がつんぼさじきにおったというのが状況で、いろんな問題になってると思います。一部の議員さんはご存知かも知れませんが、今後、公社になった場合には、やはり同じような問題が提起されると思います。たとえば公社が買った財産を市のほうへ移管する場合、超過負担の問題なんかも起こりうると思います。それが公社だからそれを100%国のほうが認めて補助の対象にしてくれるのか、常識的にはおそくないと思いますけれども、そういう点とか、いろんな細かい点がこの運用の中であるだろうと思います。だから、ただこんな基本的なものだけで、これは一般的な定款ですから、ちょっと審議するにしても上っただけです。これはこれでいいと思いますが、できましたら、運用面のことについて、十分にわれわれ議会なりに知らせていただきたい、かように思います。

○ 議長(松尾千代一君) 本件について他に質疑、ご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第1号を原案通り可決いたします。

---

○ 議長(松尾千代一君) おはかりいたします。暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは1時まで休憩させていただきます。

(正午休憩)

(午後1時10分再開)

---

○ 議長(松尾千代一君) 午前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5「工事請負契約締結について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第2号

工事請負契約締結について

(仮称)和泉第1団地第1期建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和48年2月26日提出

和泉市長 藤木秀夫

- |           |   |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的  | (仮称)和泉第一団地第1期建設工事                               |
| 2. 契約者    | 和泉市長 藤木秀夫                                       |
| 3. 入札の方法  | 指名競争入札  |
| 4. 契約金額   | 1,064,000,000円                                  |
| 5. 契約の相手方 | 岸和田市上野町西26番33号<br>株式会社西田工務店<br>代表取締役 西田義郎       |
| 6. 工期     | 自 昭和48年2月26日(議決の日)<br>至 昭和49年3月31日              |
| 7. 契約保証金  | 53,200,000円                                     |
| 8. 保証人    | 大阪市東区本町三丁目27番地<br>戸田建設株式会社大阪支店<br>常務取締役支店長 加納秀雄 |

議案第2号参考資料

(仮称)和泉第一団地第1期建設工事概要

- |         |                       |
|---------|-----------------------|
| 1. 工事場所 | 和泉市王子町160番地           |
| 2. 敷地面積 | 15,792.05㎡(第1期6,560㎡) |
| 3. 建物種別 | 共同住宅および附属建物           |
| 4. 構造   |                       |

(イ) 共同住宅棟

鉄骨鉄筋コンクリート造10階建塔屋2階

3DK 192戸 延面積14,364.00㎡

(ロ) 汚水処理場棟

処理槽棟 鉄骨造平家建 床面積170.77㎡

管理室棟 ブロック造平家建 床面積 47.56㎡

(処理対象人員 1,400人)

(ハ) 集塵棟(2棟)

鉄筋コンクリート造平家建 床面積 860.0㎡

○ 議長(松尾千代一君) 提案理由の説明を願います。

○ 建設部長(中塚白君) それでは議案第2号の提案理由及び内容のご説明を申し上げます。

本件は、仮称和泉第一団地第1期建設工事を岸和田市上野町西26番83号、株式会社西田工務店代表取締役西田義郎と契約金額10億640万円をもって、工期はご議決の日より昭和49年3月31日までに竣工するよう契約せんとするものでございます。

建築場所は、和泉市王寺町160番地、1万5,792.05平方メートル、第1期分6,560平方メートルでございます。

なお参考資料記載の通り、鉄骨鉄筋コンクリート造り10階建、3DK192戸、その他付属建物として汚水処理場、集塵室を建設せんとするものでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○ 議長(松尾千代一君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 28番(坂上国治君) 和泉第1団地の建設につきましては異論がないわけでございます。しかし、この事業をやっていくため、市の理事者にいろいろ申し上げたいことがあります。なぜならば、この事業を、このままの状態に進められるのかどうか。実は先般、起工式があったわけなんです。そのときには、西田建設株式会社からの招待によってわれわれは行ったわけです。ところが、いままで私はいろいろと理事者に対して申し上げておりましたけれども、特に同和担当の助役さんにお聞きしたいんですけど、信太地区あるいは幸町会の出席が一人もなかった。このためにいろいろ問題が生じて参りまして、いよいよ汚水をどこへ流すかという問題まで行き詰っておるわけでなんです。そうすると、われわれ特別委員会のほうである程度走りまくらなならんという結果が現在、生じているわけなんです。

現在の和泉市第1団地の住所はどこになっておるか。和泉市王子町という土地に建設しよう

としている。ところが、地元の町会へ何らの言葉もかけず、そして和泉支部、信太支部という、2つの支部を認めておきながら、和泉支部にだけ相談かけて、そして地元の王子町会、信太支部には何の言葉もかけてない、これで果してこの事業が円滑にできると思うのかどうか。

これは理事者のほうでは、それは西田工務店のほうから招待をされたので、われわれのほうでは関係ありませんと逃げるかもわかりませんが、これはいろいろとあなた方のアドバイスがなかったから、どういう人をそのとき招待して、どうするんだということは、いかに西田建設でもわからないと思う。だから、これは担当の助役あるいは同対部がもっといままで個々申し上げていることを明確に耳に入れといってもらわんと困ると思う。あなた方には何ほ言うてもわからんやろうと思うけれども、このままの状態であなた方の尻ふきしていくんなら私はあえて申し上げませんが、皆われわれ委員会に対してけつがくるわけです。いろいろ町会側の中でも土地を持たれておるが、これには協力ができませんとなってきてるわけです。そうすると、和泉支部からも、何とかしてこの説得に努めてくれということできてるわけです。

ところが、われわれが足を運んで行ったところで、市の行政のやり方はこうじゃないかということで、2の匂も出ないような状態です。この入札が終わったら、一日も早く事業を進めなければいかん。そして早くこれの完了をみていかんわけですが、それでこれは建設部のほうとしても、十分説明してくれ、納得してくれてますということですが、担当の助役や同対部はどないしてるんや。いままで、この坂上の言うてることは聞いてるんか、聞いてなんか。私はこれを声を大にして申し上げたいと思うのです。この事業がスムーズに期間中にできなかったら一体誰の責任なんだ。それらの点、一ペンを納得のいく説明をして下さい。

- 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。
- 助役（藤田利君） ただいま坂上議員さんのご指摘の点、ごもっともでございます。しかしながら建設工事のいよいよ実施の段階に入りました時点におきましては、これの招待は建設業者であり、私のほうは建設部に対して強い希望を申し上げて、そして建設部から建設業者に働きかけてもらうことについて不十分であったことを認めます。
- 28番（坂上国治君） 非を認めます。と言うて、こういう人とこういう人を招待して下さいということを西田建設にアドバイスしたのと違うんですか、したんでしょう、おそらく私はしたと思う。そやから、私は前段で申し上げたように、おそらく、あなた方がこう言うんやろうと皆わかってる。どうして逃げようという姿勢がわかってる。そういうことで、この事業が円滑に進むと思うのですか。私はいつでも言うてるでしょう。事業を進めていくためには、町会の方々の協力も得なければいかんということは言うてる。

だから、この所在地も王寺町になるわけです。これはあなた方は認めたんでしょう。信太支



部を認めましたということで、はっきりと支部結成の準備資金として、はっきりと80万円出したのでしょ。80万円の金を準備資金として出しておきながら、いまだ認めてないかのような態度をとっていることはおかしいと思う。

今度、幸地区で事業をやるときに、それやったら信太支部を招待して、地元の和泉支部を放つとくんですか、どないするんですか。国民的課題としてやらなければならない、和泉市民こそって何とか善処していきたいと考えてる中で、担当部のほうは、そんなぼんやりしたことで事業はできませんよ、はっきり申し上げて。

私も同じことばかり、いつの議会でも繰り返すのはいやなんです。しかし今度、われわれはそれを担当してやらなければならない役目を負っておりますので、私は特に申し上げたのです。あんた方の不手際のために何回われわれは苦勞してるんですか。あんた方がてきぱきやったら、こんなにわれわれが苦勞する必要はない。

ところが苦勞は幾らでもいたします。ところが苦勞の化甲斐のないようなこと、あんた方の尻ふきばかり回らないかんことだけは避けてほしいと思うのです。

この事業は、おそらく私はむずかしいと思うのです。あんた方もよくわかってると思うが、あの排水をどこへ持っていくか。排水を持っていくためには、いま、反対されている方に納得していただくことができせんよ。ところが、場合によったら裁判でもやろうというような雰囲気させたということは、一体誰がさせたか。私が最初から言うてるように、やはり相談かけて、もし反対があっても、それはあんた方に相談したやないかということで、われわれは話し合いに行きますよ。しかし、何にも話し合いせんよ、いままで私たちが言うことを一つも聞き入れんと、それであんた方が処理するんならいいが、自分たちでよう処理せんよ、最終的にはわれわれに荷をかけている。かかってきた荷は受けましょよ。しかし、言うことも聞いて下さいよ。私はあえて口角泡を飛ばして、こんなこと、いつでも言うのは実際こりごりです。ところが、あんた方には荷ほ言うてもこたえへん。

まだほかにいろいろご意見がある議員さんもあると思いますので、こんなこと、何ほ言うたところであとの祭りでも何にもならんと思うけれども、今後ひとつ、理事者のほうでわれわれの責任あることはやらせてもらいますけれども、できるだけあんた方でそういう問題を処理して、一日も早くできるだけ事業に着手して完遂するように持って行っていただきたい。私は要望にとどめておきます。あんた方の回答をもらったところで何にもならんから。

- 議長（松尾千代一君）他に質疑、ご意見ありませんか。
- 3番（金沢勝君）過日の議員総会においていろいろ審議をされたのでございますが、その内容からみまして、和泉市発足以来、10億余の請負契約は初めてです。そういうことも考え

まして、納期が非常に気になる。われわれの意見としては、昨年の納め議会上程して議決をし、仕事にかかるべく手配するのが理事者のやり方ではないかと指摘を申し上げたいと存じます。

それとともに工期がわずか13カ月しかない。10階建てで塔屋を2階建てる、12階建て。われわれ素人から考えてみても、平たいもんで各所にやるもんならば、総合的にたくさんの人を入れてできると思いますけれども、基礎から一段、二段、三段と積んで12段、その点の工期について非常に心配するわけです。工期を順守すれば粗雑なものができはしないか。工期を順守しなくて工期遅れになると、規則にある通りの金額にすると、一日遅れば106万円という違約金を徴収しなければならない。わずか400日しかないのに10億になんなんとする工事となれば、一日に約250万円という仕事を、雨の日も平均してこの工事に打ち込まなければならない。

そういういろんな点から考えて、この工期で技術的に可能か、不可能かということにつきましてご答弁願いたい。

違約金についても106万円ですか、工期が遅れば取るのかどうか、お答えいただきたい。

もう1点は、非常に資材が上昇機運、昨年の契約で本年度にわたるものにつきましては、小さな業者あたりが手をあげてかんにんしてくれ、手金を返してくれと言うところもあるらしい。

資材、人件費の値上がりについて、この金額で値上がった場合はどういうふうにされるのか。どういう条件付きで契約されようとしているのか、この2点につきまして確答をいただきたい。以上です。

- 議長（松尾千代一君） 答弁。
- 建築課長（逢野一郎君） お答えいたします。

第1点の納期でございますが、先立っての議員総会でも指摘がございましたが、われわれといたしましては、やはり予算上の問題もございまして一応、3月31日とさせていただき、その後、議員総会で指摘され、業者あるいは設計事務所とも再度、会議を開きまして、これを3月31日に完成すべく十分打ち合わせもいたしまして、業者とも工期には絶対に間に合うようにということで再確認をしております。工期については、必ず間に合うようわれわれとしてはさせたいと思っております。

第2点の工期の延長に伴う延滞金でございますが、われわれとしては、十分工期に間に合うよう指導し、その後、工期の遅れるようなことがございましたら、十分上司とも相談いたしまして対処するよういたします。

- 3番（金沢勝君） われわれ素人考えですが、技術者おると思いますが、基礎を打って何日

間か、経過期間があると思う。一回打って、幕板を張って流し込んではずす期間、そして2階と積んでいく。議員総会后に、これやったら、きっちり雨もなく、作業が順調に進んで13カ月だと聞いております。雨期もあり、いろんな打ち込めない日があるとすれば、技術的には間に合わんと第3者から聞かせていただいたが、あかんならあかん弾力性を持っていかんと、議員総会と同じ答弁をされている。何のための議員総会か。ここでは言えんこと、説明的なことが議員総会を出るだろうと思っておったが、同じ説明です。もっと技術的な説明を願いたい。

また上司と相談して云々と言っておりますが、規則には、一日遅れば千分の一ずつ延滞金を取ることははっきりされております。聞くところによると、和泉市と契約しても延滞金取られへんという業者間の風評になっている。私は取れとは言わん。昨年に請負契約を締結されて出されておればいざ知らず、理事者の責任において1.0億になんなんとする契約を締結され、そのためにいわんや、粗雑な建物を建てさせなければならんということは理事者の責任です。

何ほ指摘しても、今後の問題として指摘しておきますが、私は13カ月では非常に無理だと思えます。技術屋さんにはっきり、お答えしていただきたいのは、基礎を打って、あと何日置かないかんか、2階打てば何日置かないかんかという、期間的な説明を願いたいと存じます。

○ 建築課長(逢野一郎君) 一応、幕板を張ってコンクリートを流してから約5、6日は必要と思えます。

○ 3番(金沢勝君) 基礎ですか。

○ 建築課長(逢野一郎君) 建てかたです。

○ 3番(金沢勝君) 基礎は。

○ 建築課長(逢野一郎君) 基礎はやはり、一週間から置かんといかんと思えます。

○ 3番(金沢勝君) 10日ぐらい。

○ 建築課長(逢野一郎君) そうです。

○ 3番(金沢勝君) あんた、技術屋やないでしょう。私は技術屋さんにお尋ねしている。横の幕板と天井というか、床とか張るが、期間は違うんでしょう。時期的な問題もあるでしょうが、建築法からいけば、最低、スラブの場合は1カ月置かないかんかと聞いてます。技術屋さんすまへんが誰か答えて下さい。事務屋さんでは何にもならん。

○ 同和対策部長(佐原行雄君) 技術ということではありませんが、金沢議員のご質問は、スラブ、鉄筋の強度は28日が一番いいということでございます。現実にはスラブの板をはずす場合、基礎では5、6日、スラブなんかでしたら10日前後というのが一般的な常識です。

○ 3番(金沢勝君) この期間内に完成させるなれば、外装、内装も含めて13カ月ではどうか、粗雑な建物になるのではないかと懸念するわけです。だから、工期を守らせたら粗雑にな

り、逆にあなたの言うように、28日の強度を保てば工期は遅れるに違いない。その点、強度も保ち、工期も守るということには、やはり余裕のある上程をしなければならない。いまの時点で、強度も守る、工期も守らせるということは、人間ではできんと思う。どっちかくずれてくると思う。その点を私は指摘している。まあ、できるだけやってもらわなしょうないがね。

それともう一点、逢野さん、非常に建築資材が上がってるわけでしょう。今年になって1月5日か6日に入札されたと思うが、どんどん上がってる。それで幾ら上がってもやるということで決めてあるの。

- 建築課長（逢野一郎君） 契約内容につきましては、極度に物価変動のあった場合は更正する条項がございますので、その点は十分検討したいと思います。
- 3番（金沢勝君） 上がったら上げるんでしょう。
- 建築課長（逢野一郎君） はい。
- 3番（金沢勝君） 「極度に」とはどういうことですか。2割でも極度、3割でも極度でしょう、私からいけば。業者からいけば、一割でも極度もわからんが、紛争のないように、1割上昇やったらこれでいくとか、そういう契約を結んどいてもらわんとね。その点ひとつ、紛争のないように、はっきり線引いて決めていただかんと、ここ報告を受けて終わります。
- 建設部長（中塚白君） いまの単価アップの問題につきまして、私からお答えさせていただきます。

先ほど課長が説明しましたように、たしかにその条項はうたってございます。ただ、その度合いを決めるのが非常にむずかしいかと存じます。現実にもいまでも、ある程度物価、鉄骨の上昇とか、その他、諸資材の値上がりがあったわけなんです。昨年末からの異常な建築資材の上昇によることでこういう配慮をしたわけでございます。少なくとも、いままでの時点では、物価上昇に見合う単価アップはしてございません。

われわれのところで引いておる単価と申しますのは、年度当初に建築資材等、年間の平均の物価高をにらみ合わせ、単価の指数にしております。そういう関係でたまたま、昨年末からの急激な建設資材の上昇によるある程度の配慮でございます。

しからば、その目安をどこに置くか、一割か二割か、非常にその限界はむずかしがると思います。だから、その時点で誰がみても、やはりこれは異常であるという確認が得られれば考慮したいということで、1割、2割ということは、ここでは申し上げかねます。ひとつそのへんをご了承願います。

- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） この件は議員総会でかなり言っておりますので、若干3、4点お尋

ねいたします。

まず第1点は、名称の問題です。これは当初は、たしか「和泉」じゃなかったと思う。場所も王子町であった。これは仮称ということでございますが、どのようにするつもりか、それをお聞きしたい。

2番目は、いまも金沢議員から質問がありました。私は違った角度からお尋ねしたい。この10億6千400万円の内訳をいろいろ書いてますが、これについて、財政問題の観点から、まず、この敷地面積に対して、いかほど買収しているのか、この点を明快にしてもらいたい。同時に建物について、この10億6千400万のうち、幾らが国の補助か、また府の補助は幾ら、さらに市費負担、起債について明らかにしてもらいたい。

そうすれば、この13カ月の工期の間に、かなり追加が出てくるのではないかと思いますので、お答え願いたい。

3番目は、入居関係でございますが、たしか丸笠団地の場合は、同和向け住宅ということで明快に位置付けがあったと思いますが、これは地区改良法に基づくものでございますので、たとえば部落解放同盟和泉支部に入らなくても住めるのではないかという問題、朝鮮人国籍を保持しておる人も住んでおりますので、この方たちもこの住宅に入れると思いますが、入れるという条件を明確にお答え願いたい。

それから改善事業について、どこかへ行ってもらいたいということで、たとえば、幸小学校の増改築ということで立ち退きを追っておりますが、もちろん、立ち退きについては、市のほうで何か一定の地域を指定して、それ以外の地域に移ってもらいたいという文書があるのか、あれば渡してもらいたいということです。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。

○ 建築課長（逢野一郎君） お答えいたします。

第1点の名称のことでございますが、一応、改良地区は校区が二町会が4つにまたがっております関係上、「和泉第一地区」という名称で地区指定を行っております関係上、今後の建設も考えて「和泉第一」ということで変更した次第でございます。

○ 18番（直村静二君） 旭なり、王子なり、そういう地域の名称があったと思います。それを「和泉第一」にしたということは、第2、第3とって、将来は、仮称ですからまた元へ戻して、幸なら幸、丸笠なら丸笠団地となったと思うが、それをするのかどうか。なぜ聞くかと「和泉」というと全和泉市にまたがり、「和泉第一」はどこかと聞かれても難儀するからね。大きな事業だから番号でいくのか。最初に地名が出ておったが、途中で変えて、仕上がった段階で元へ返すんかということです。

- 建築課長（逢野一郎君） 元へ返す考えはございません。このままでいきたいと思えます。
- 18番（直村静二君） そうすると、国分のほうも和泉第一、第二にしても矛盾はない。業者がやれば青葉台にしる、付いてる。丸笠団地にしても、そういう観点に立てば、公営住宅だから和泉第三とかにしてももらわないかと思う。唐国住宅とか、全部市営住宅でしょう。これは市営住宅じゃないんですか、府の住宅じゃないでしょう。変えるつもりはないと言いますが、仮称となっておれば変更できると思う。何も和泉の名前を付けなくてもいいでしょう。

2600坪あるこの公営住宅が全部和泉ですか。助役さん、どうですか。本来、団地の名称は、その地区の名前、どこそこの住宅の地域名を付けていかな不便なんです。はっきりして下さいよ。府営でも寺田住宅とか言うでしょう。名称というのは、少なくとも、地番が基本じゃないですか。和泉とすれば、全部和泉でわからん。対外的にどこやわかりませんよ。名称の問題ははっきりしてもらわないけませんな。

その地域の名前はいややという人があるんですか、はっきりしなさい。そういう考え方が差別なんですよ。郵便物も全部届くんでしょ。身分差別を撤廃するんでしょ。地名をそのまま持っていったいいんじゃないですか。公営住宅で和泉第一、第二、と言われたってわかりませんよ。だから、名称は和泉でもよいから、和泉王子第一とかにすべきじゃないか。新しく地名変更したらいいんですからね。和泉第一とか、単なるそんなんではわかりませんな。

- 建設部長（中塚白君） 助役とのご指名ですが、私からお答え申し上げます。

なるほど、これは先ほど課長がご説明申し上げましたように、校区が4校区にまたがってございます。現在、第一地区指定をやってる中の入居者を対象にしておりますので、先ほどもご指摘のように、改良法に基づく住宅は、何も環境改善整備、同和関連事業のみではございません。今後、できた時点で、まぎらわしいものであれば、地名は変えていかなければならないと存じます。しかし現実には、あれだけ大規模団地は、和泉市では1カ所でございます。だからあえて、ここに仮称と挙げておりますので、その時点が参りますればできるだけわかりやすい名称を付けたい、かように存じておりますので、そのへんでご了解をお願い申し上げます。

- 18番（直村静二君） 名前の和泉のあとへ地区の名称を付けたらどうか。仕上がった時点で考えるということでお解します。

負担についてご答弁願います。

- 建築課長（逢野一郎君） 団地の総面積は1万5千792平方メートルでございますが、現在、8千542平方メートルは、協会から未買収になっております。その協会からの買収価格は5億8千865万円で協会に支払っております。

それと10億6千400万の入札価格の補助金額でございますが、一応、報告させてもらい

ます。国府補助は3億2千591万6千、起債2億5千円、府補助5億1千760万9千円、市単といたしまして47万5千円でございます。

- 18番(直村静二君) そして用地の5億8千865万円は、市が何ぼ持つんでせか。
- 建築課長(逢野一郎君) 数字はちょっと手元に持っておりませんので、率だけ申し上げます。補助基本額の3分の2が国府補助金でございます。そして残りが国の起債でございます。そして実経費から国府補助基準額を差し引いた10分の9が府補助でございます。残りの10分の一については市単でございます。
- 18番(直村静二君) 用地については、市の起債がないんですな。金額で言うて下さいな、率では計算せないかんから。この率でいけば金額は何ぼになると明快に出してもらったら結構です。あとで変更するか、ふえてくるかもわかりませんから聞いておくだけです。

3番目の立ち退いていただく人、先ほどの中塚さんの答弁では、完全な同和住宅じゃないから、立ち退き先の指定、それと入居条件についてはどうなのか。
- 建設部長(中塚白君) ちょっと待って下さい。先ほど答弁申し上げた内容についてお聞き違いのようでございますので、私が答弁申し上げましたのは、名称の問題でご質問がございましたので、それにつきましては、改良法に基づく改良地区は、同和地区だけではございません。だから今後、和泉市内の地区改良法に基づく改良事業はあの地区だけではないと申し上げたので、いまの入居の問題と混同していただくと困りますので、誤解のないようお願い申し上げます。
- 建築課長(逢野一郎君) 3点目の入居について回答させていただきます。

地区改良につきましては、地区指定を必要といたします。それで現在のほうは地区住民の実態を把握すべく調査に回っております。当然、地区改良法に基づく地区の公共事業のために立ち退きしていただくすべての人は、一応、入居資格は当然、あるわけでございます。

ご指摘の点は住宅要求組合との関連かと思いますが、住宅要求組合に加入しない分につきましては、私ども、その人らを十分把握して、われわれの手元にメンバーをチェックして、その人らに入っていただくよう努力したいと思っております。
- 18番(直村静二君) 奥歯にもものはさまったような答弁ですが、これはどうですか。自衛隊の下りから池上のとこまで、それから阪和線と、さらに聖神社の筋、それと大阪岸和田南海線、この区域内になるべく住まようにということで、立ち退きの人に文書出してるのかどうか。
- 開発協会事務局長(西川武雄君) 立ち退きの件ですので、私のほうからご答弁させていただきます。

私のほうからは一応、その文書は出しております。

- 18番(直村静二君) 用地買収で出て行く人がある。つまり、その回すみからよそへ行ってくれという。これは基本的な件であり、移転しようと、そこで住もうとかまわない。もう一度改善事業の中で2回、また補助金をもらう場合だってありうるんじゃないか。運営の問題ですが、出してるんかどうか聞きたかったわけです。

逢野さんからの答弁がなかったので、入居について申し上げますと、外国人国籍の人が立ち退きされた場合、行き場所がないときは当然、10階建ての団地に入れるんかどうかと聞いたが、それには条件があり、あるとすればどんな条件か、明快にお答え願いたい。

- 建築課長(逢野一郎君) お答えいたします。

当然、地区改良法に基づきまして、国籍の区別はございません。区別なく入居の権利があります。ご指摘の件につきましては、強制して住宅要求組合に加入してもらうというわけではございません。当然、加入しなくても、入ってもらう権利はございます。

- 18番(直村静二君) そうすると、一課長、部長ぐらいで答弁しにくいと思いますので、助役に聞きますが、外国国籍の人は、日本国内の法律を順守していろいろやるが、たまたま、市の公共用地の取得ということから立ち退いて新しい家に入るという場合には、同和住宅、改良住宅につがは、一つの民間団体の住宅要求組合に入らないかん。その団体に入れば社会党推薦とか、さらに選挙運動、また同和問題の認識の会合並びに動員運動等について、外国人の場合には若干、無理があるんじゃないかと思う。いまの逢野課長の答弁では、入る権利があるというだけの答弁です。しかし、いまの和泉市の進めてることは、すべて住宅要求組合に入らないかんと聞いているので、それに入らんと住宅が当たらんと規定付けするんか、それともそうではないと規定付けるのか、最高首脳部の明快な答弁がいるんです。

そうしないと、外国人国籍の住民がたくさんおりますが、何らかの基本方針を出さないかんので、関係者からも早く上層部の明快な答えをほしいという要望があったので、これは議会で聞けるもんだと思っておりますので、ひとつ助役さん、明快に答弁してくれますか。

- 助役(藤田利君) お答えいたします。

環境改善整備事業、いわゆる公共事業をやる、いわゆる指定地区内において道路をつくる、診療所をつくるために立ち退いてもらうとか、そういう除却を伴うような住居にお住いの方、これは全部改良住宅に入る対象になります。外国人であろうと、日本人であろうと、除却を伴う方々はその対象になります。

- 18番(直村静二君) 住宅要求組合に入らなくてもいいのか、入ることが条件なのか。

- 助役(藤田利君) 入っていただければ非常にまともりがようございますが、ただいま課長が



説明した通り、どうしても入れられない方でも、除却を伴うということは、市のほうでは買収するんだからよくわかりますので、そういう人は全部収容してもらえることになっております。

- 18番(直村静二君) 入ってもらうのが結構やという考え方はあまりにも軽卒な答弁です。私、ちょっと参考に言うた、選挙運動する団体です。外国人国籍の人は選挙権がない。運営としては、そんなことはないと思うけれども、それはぐあい悪いと言ってる。和泉市が単独で折衝、指導して、その人らについてはちゃんと考えてあげるのがいいじゃないか。規約とか、全部決まってるんでしょう。だから、すぐ答弁せよとは言いませんが、その点だけもう一度ははっきりしてもらわんどね。
- 助役(藤田利君) 除却を伴う方々については、全員、外国人であろうと、日本人であろうと入居してもらおうということです。
- 18番(直村静二君) それはわかっています。そのためには市単独で折衝してね。
- 助役(藤田利君) だから、それについては、住宅要求組合に入ってるとか、入ってないとかに関係なく、全部包含されてると思います。
- 18番(直村静二君) 組合へ入らんでもよろしいんやな。
- 助役(藤田利君) 入ってなくても、除却を伴うところはそういうふうに、先ほどから建築課長もご説明申し上げた通りでございます。
- 18番(直村静二君) 住宅要求組合に入らなくても、その人らについては、市が単独で交渉してちゃんと入れるようにしますということですね。
- 同和対策部長(佐原行雄君) いまのご質問で、われわれとしてもはっきりしとかないかん点があるので申し上げますが、もちろん、地区改良法に基づく住宅でございますので、一般細則としては当然そうなりますが、同和対策がかんでおります。したがって、要求組合が現実にはつくられてますが、原則としては、そういう要求組合の中から対処したいということです。ただ、直村議員さんのご指摘の問題については、現在、調整が完全に行なわれておりますので、その調整も大いにはかかっていきたいと思っております。
- 18番(直村静二君) 助役が確認したのに、またあとへ引っ張られたような、また調整といっても細かい点の調整でしょう。助役は明快な答弁、佐原部長の答弁は、細かい運営の問題だと思います。
- 25番(藤原要馬君) いま、直村議員に答弁をせられたが、もう少し理事者間で、そんなこと、長年の間やってるのに調整が付いておらないのかということです。あまりにも、議会を軽々しく取扱っているんじゃないかと考えます。最高責任者の助役が答弁したのを、部長が修正しなければいけないというような理事者があるかということです。議会を何だと思ってる。

今後、尾を引く問題ですよ。改良住宅というものにつきましては、部長が説明したように、地区指定した中でなければ適用できないということ、私は以前、うすうす聞いたと思うんです。幸の地域の人も、未解放の地区外の人は入れない形だということも聞いた。それはなくなってるかもしれませんが、そういうことも聞いた。しかし、もう少し理事者間で調整が付いていないというのは何事だと言いたい。市長がおらんから最高の助役が答弁したのを同対部長が修正しなければならないという、議会を何とってるんですか。直村議員は最高責任の助役が答弁したから、それをわれわれが信頼していくのは当然だと思いますが、それでもものがすまされるかという疑問を抱いたわけです。担当の責任者が、これはぐあい悪いだろうとなれば、あとで尾を引く形が出てくると思いますので、議長、もう少し的確に答弁させるように運営されなければならないんじゃないですか。

○ 議長（松尾千代一君） ごもつともです。まことに恐縮ですが、しばらく休憩したいと思います。

○ 7番（田中包治君） 私は非常に問題やと思うのです。というのは、藤原議員が言われるように、いわゆる和泉市政の管理運営一体の原則をどういうふうに考えるかということです。したがって、部長と助役の答弁の食い違いということになると、果してどちらかが責任をとるべきが正しい。そうでないと、この和泉市政における管理運営一体の原則論をどう考えておるのか。いかなる企業においても、市政においても、管理者が管理運営一体の原則を忘れて何ができるかということです。したがって、責任分野のはっきりした明快なご回答を願いたいと思います。

○ 議長（松尾千代一君） 暫時休憩いたします。

（午後2時10分休憩）

（午後2時55分再開）

○ 議長（松尾千代一君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

先ほどの直村議員の質問に対し、理事者の答弁に食い違いがあり、意思統一を欠いた点、遺憾であると思います。今後、このようなことのないよう十分注意するとともに、この点について助役の明確なる答弁を求めます。はいどうぞ。

○ 助役（藤田利君） 先刻の私の答弁は、原則的には同対部長と何ら変わらないのでございます。同対部長は直村議員さんの質問された外国人について補足したのでございます。

○ 18番（直村静二君） 私は確かに質問のときにも、この件は前にも課長さんにも質問してありますし、特に今日の質問について、いますぐここで答弁せえと言ったわけじゃない。これ

についても検討せないかん、時間くれというならば、次の定例会もあることだし、そういう点も含めて言ったわけです。外国人の問題につきましては、公職選挙法の関係とか、いろいろ問題があるので、入れるんだという権利だけ残してほしい。実際に期待をされますからね。こうなった場合には、助役の答弁では、原則的には一致しているんだ、運用の面でどうだということですから、私に対する助役の休憩前の答弁通りだと確認しておきます。

○ 議長（松尾千代一君） 他に質問ございませんか。本件について質疑ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案どおり可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第2号を原案通り可決いたします。

○

○ 議長（松尾千代一君） 次の日程第6「和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議題を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第3号

和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年2月26日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員旅費条例（昭和31年和泉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(通則)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。))をいう。)との間における旅行及び外国における旅行の旅費については、国家公務員の例に準じてそのつど市長が定める。

第2条中「条例第16号」を「和泉市条例第16号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理 由

近年の社会情勢の変動に伴い行政知識をひろめるべく外国に職員を派遣するため、その旅費額について規定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(松尾千代一君) 理事者説明、総務部長。
- 総務部長(坂口礼之助君) それではただいまご上程いただきました議案第3号、和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について、その提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

近年における社会経済の動向は、世界の情勢を敏感に反映して変動いたしております。これらの動向に対応するためには、職員の視野を広め、行政知識を涵養する必要のため、職員を外国に派遣もしくは出張さす必要等が生じてまいっております。本市の現行条例につきましては、このような場合の旅費の支給が規定されてございませんので、この際旅費条例の一部を改正し、職員が外国に派遣もしくは出張する場合の旅費の支給方法等を定めようとするものでございます。

改正の内容でございますが、現行条例の第1条の見出しが「この条例の目的」となっているものを、「通則」に改めまして、同条に第2項を新設し、本邦と外国との間及び外国における旅行の旅費について支給できるよう、措置しようとするものでございます。

旅費の算定方法等につきましては、国家公務員の例に準じまして、そのつど、市長が定めることといたしてございます。国家公務員の例を準用いたします基準につきましては、大阪府下各市の実情等をも参酌いたしまして、市長につきましては、内閣総理大臣等、いわゆる国家公務員の特別職の表のうち、國務大臣クラスを、助役、収入役、教育長につきましては、同表のうち、その他の者、すなわち内閣法制局長官、内閣副長官、内閣副官房長官等のクラスを適用し、部長職以下一般職員につきましては、国の指定職以下一般職員の例に準じまして、職階等を勘案し、それぞれ適用いたしたく存してございます。

旅費の種類につきましては、現行条例に規定されております鉄道運賃等のほかに、外国旅行の場合には、支度料、旅行雑費の2種類が加えられてございます。

なお、議員が外国に旅行する場合につきましても、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定によりまして、この改正条例を準用することになります。

以上、簡単でございますが提案の理由並びに内容の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、原案通り可決、ご決定をお願いいたします。

- 議長（松尾千代一君） 説明が終わりました。本件について質疑ご意見ありませんか。直村議員さん。
- 18番（直村静二君） 海外へ行くこと、そのための旅費条例改正そのものはいいとして、近年の社会情勢の変動に伴い行政知識を広めるべく外国に職員を派遣するという、この理由づけが少しあいまいではないかと思う。というのは、この案件の次に、現実にだれが行くのか、何のために行くのかですね。商工費で60万円と出ている。目的は行政知識を広めるということになっておりますが、これでは今回の海外旅費条例改正が全般にあいまいなものになるのではないかと思いますので、目的別ということを明快にうたうべきではないか、こう思うんです。そうしないと、単に行政知識を広げるべく、というだけでは、簡単には納得しがたいんですがね、その点どうですか。
- 総務部長（坂口礼之助君） ちょっとご質問の趣旨を受け取りにくうございますんですが、この条例改正につきましては、もちろん今回、商工関係の業務で海外旅行を必要とするという議案が起きておることは起きてございますが、条例改正そのものは、先ほどもちょっとご説明申し上げましたように、市の職員がさらに視野を広め、行政知識を深めていくという意味合いで、外国の先進都市を視察する必要というものは、現に大阪府下衛星各市でも起きてまいってございます。たまたま本市の場合、一般職員でそのような例はございませんでしたので、条例等の措置もいたしてございませんでしたが、現下の情勢等から判断いたしまして、今後、このような事例が起きてくる可能性は十分ございます。したがって、そのような場合に対処いたしまして、外国に旅行もしくは出張する場合における旅費の算出方法というものを条例化いたしたい、これが主要な目的でございますので、その目的に沿って、本改正条例をご提案申し上げます。その点ひとつご了解wantedと思います。
- 18番（直村静二君） ようわかってますねや。しかし、よそのまねせんでもよろしいというのがありますし、また、よそは行かなくとも、和泉市の特殊事情からぜひとも行かなきゃならない場合だってありうる。われわれはこういう考えです。外国へ行くくらいやったら、個人でも金を持ってたらいけますからね。だから、やっぱり、和泉市政の全般について特に特別

な目的というやつがなければならぬ。内規でつくってほしいと思うんですがね。これは条例ですから、あんまり細かいところまでできないかもしれない。だから、苦しいから行政知識だというふうにしてあると思うんです。というのは、和泉市が外国と姉妹都市関係を組んだかどうか。これはこのごろはやはりですけど、それはまだしてないし、するつもりもなからうし。さらに、外国との貿易関係で、特に和泉市の主要産業の死活問題だというふうになってるとか、いろんなことがあると思うんですね。そういう場合にはやっぱり目的があると思うんです。だから、条例は条例として、問題は理由です。理由なんか、参考資料ですから、あえてもんちゃくはありません。しかし、こうやって参考資料に書く以上は、もう少し厳密にすべきではなからうか、こういうことなんです。条例改正案そのものについて反対ではないし、外国へ行くことも必要だろう。しかし、理由としては、ただ、行政知識を広めるんだというだけではくまい悪いんじゃないか。こういうふうにしてもらわんと条例の成立内容そのものがむづかしいんだというならば、内規として、外国へ行く場合にはこういう目的だということをつくってもらいたいですな。そういうことをしておかないと、ただこれだけでは無制限に行きやすい。その点だけですわ。その気があるかないか。内規あるいは要綱として、もう少し厳密に目的を入れると、十分和泉市の利益に合致すると、そこまでしてもらえば結構である。そういうふうにしてほしいんですがね。どんなもんでしょうかな。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 今回の条例改正と、あとの議案に出てまいります海外出張とを全く混同されてるように私、受け取るわけです。条例はあくまでも一般的な決め方をいたします性質のものでございまして、ケース・バイ・ケースでそのつど、条例を改正するということとはございません。特に出張とか旅行の場合等につきましては。

このような一般的な規定でございましたら、幾らでもかかってに行けるんじゃないか、市長の命令ひとつで行けるんじゃないかというようなご懸念もあるかと存じますが、何分、海外旅行のことでございまして、かなりな金額の旅費を必要とします。

現在、一般的に予算化されております旅費は、国内の主要な業務執行上の府外出張費、府内の出張旅費と限定されてございます。行政目的の必要上、海外へ出張するような事例が起きてまいりましたら、そのつど、予算としてあらためてご議決をいただくということで、その出張の必要性並びにその内容等を明快に議会にご報告し、ご同意をいただくということに相なりますので、条例そのものは個々に規定することはできません。その点ひとつご了解願いたい。

なお、議員さんのご指摘の通り、みだりに海外出張さすというような考えは毛頭持ってございませんので、その点もお含みおき願いたいと思います。

○ 18番（直村静二君） 結構です。

○ 17番(山田清二君) あとの議案と混同と言われたんですが、あとの議案に必要なければ、この条例改正は、必ずしもいま、出さなければならないということはないと思います。だから、一緒に考えるのは当然だと思う。ただ、今後に残っていくのは、あとの議案はそれで終わりになるだろうけれども、条例は残っていくという形になるので、その面では混同すべきではないかわかりませんが、それをここへ出されたのは、あとの議案のために条例が必要であったということ。だから、同時に論じても何ら差しつかえないと思うんです。また、条例認めただけれど、あとの議案は必要なしとなったって、別にかまわんわけでしょう。

ただ、ここで言えることは、社会情勢の変動に伴い行政知識を広める。これは、知識を世界に求め、盛んに経論を行なうべしというのは、明治5年かから決まってやすので、非常に結構なことですけれども、もう少し近所でも広めてほしいんです。ここでぼくの言いたいことは、泉大津でやっていることが和泉ではやってない。岸和田で堂々とできることが和泉でやってない。そういうことを考えても、あそこは財政規模が違います、あそこは実情が違いますということ。いままで市民の要求をシャットアウトしてきた。にもかかわらず、今度は外国へ行政知識を広めに行くという。外国でもどうして断わってるんだらうということを見に行くんだら必要だけれども、そうじゃないと思うんですね。そういう面もあるので、市民は市民サービスという面で非常に窮屈な状態にある。市長は口をあげれば福祉市政と言ってますけれども、福祉ということばの範囲は相当あるだろうと思います。当然、市がやっていることは全部福祉だと思ってもらええと思うんです。けれども、山田自身を含めた市民としては、市から何らかの形でわれわれの生活にプラスされるなり、戻ってくるものを福祉と考える。目に見えるというか、量で計れるもの、道路が一本できました、そのために非常に便利になりました。これも大きな意味でいえば福祉かわかりませんが、われわれ個人としては、道路が一本できて、それは福祉行政であるとは考えられない。それよりも手ぬぐい一本でももらうほうが福祉なんだと考えるんです。そういう市民感情の中で、そういう意味での福祉というようなものは、ほとんど行なわれておらない。窓口サービスですらも、数年来言うてることでも、実行できないような状態の中で、外国まで見に行かなきゃならないということは、何のために行くのかわかりまへんけれども、ちょっと見当がつかまへんねん。そういう中で、前に条例が出たわけですから、あとの部分も含めて説明されても、違法だとか、混同だとかいうことはまずないと思います。いま、同時に必要である問題は、やっぱり、このときに説明されるべきじゃないかと思うんです。これはぼくが思うだけですので、そういう点も含めて、もう一べん、見解を披瀝してほしいんですがね。

○ 総務部長(坂口礼之助君) 仰せの通り、本臨時会の本日の議事に、この海外旅行できるよ

うな旅費条例の改正をするということは、あとで出てまいります議案と関連があればこそ本議会に出さしてもらった、これはご指摘の通りでございます。

私が先ほどの直村議員さんにご答申上げました答えの内容といたしましては、時期的には、全く同じ時期で関連性はございますけれども、海外へ旅行できるような、旅行する場合の旅費を支給する支給規定を条例化するということは本質的には関係がない、このように申し上げております。

もう一つ、ご指摘の福祉行政すら不満足な現在の和泉市の行政執行の中で、あえて、高額な費用を使って外国にまで行くということは、基本的に福祉行政に反するとおっしゃる趣旨につきましては、それはそれなりに私も了といたします。しかし、その半面、今日のいわゆる情報化時代と申しますか、世界的規模において経済の変動あるいは社会情勢の変動等、敏感に反映していく中で、少なくとも、十万の和泉市の条例に海外旅行の規定がないということもですね。あるいはまた、職員のうち、たまたま、今回は商工関係でございますけれども、さらに何かの機会がございましたら、職員を研修し、視野を広め、それらの知識を涵養させて、そのこと自身が市民福利の増進に返ってくるような勉強をさせたい、こういう願いもあるわけでございます。ご指摘の面、痛み入る点もございまして、福祉行政につきましてもなお十二分に検討し、取り入れるべきものは取り入れてまいるといたしまして、視野の広い、角度の高いと申しますか、そうしたことも行なえるような道をもお開き願いたいというのが私たちの願いでございます。その点、ひとつご了解願いたいと思います。

- 17番(山田清二君) 海外旅行でござって言うと、何かやっかみみたいに思われると思うんですけど、決してそういう意味で言ってるわけじゃない。最初に言ったように、明治以来の国の方針でございますので、知識を世界に求めることは結構です。必要とあれば、月の世界へ行くのもけっこうです。けども、いま言われるように、条例がないことがおかしいんだということで条例をつくる。それも一応、話はわかります。けども、条例の形式上というか、近代都市としての旅費規定の性質上、それがなければおかしいという意味でつくるならば、今日出さんでもええわけです。だから、関連がないといえないし、あるといえば、大いにあるわけです。

それともう一つは、ほんとに職員が困っているのは、海外旅費の問題じゃなしに、府内出張のときの旅費だと思うんです。府外の場合は結構です。府内出張の場合、ほとんど職員さんが自腹を切って出張している。その点もう一回、職員さんに聞いていただいて、府内旅費の規定も、この際すみやかに、可及的すみやかに検討されて、実情に合うようにしていただきたい。外国へ行くとか、月の世界へ行く旅費よりも、日常何人かの人が毎日、必要上行っている府内



出張で、めし食ったらめし代が自腹だ、何がどうだということになっているのが実情のように思うんです。そういう面を先にやってもらわなければならないと思いますので、その点も十分考慮に入れて、新年度の予算でも結構ですから、必ずそれを盛り込んでいただきたい。それだけ申し上げておきます。

○ 議長（松尾千代一君） 他に質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案どおり可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないものと認め、これを決めます。

○ 議長（松尾千代一君） 次に日程第7「昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第4号

#### 昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算（7号）

昭和47年度和泉市の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

（歳入、歳出予算の補正）

第1条 歳入、歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ4,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,873,468千円とする。

2 歳入、歳出予算補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入、歳出予算の金額は、「第1表 歳入、歳出予算の補正」による。

（一時借入金）

第2条 既定の一時借入金の借入の最高額に3,000,000千円を迫りし、一時借入の最高額を1,000,000千円とする。

昭和48年2月26日提出

和泉市長 藤木 秀夫

第1表 歳入歳出予算の補正

1. 歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		1,565,552	4,600	1,570,152
	1. 市民税	607,473	4,600	612,073
歳 入 合 計		6,868,868	4,600	6,873,468

2. 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 商 工 費		93,136	600	93,736
	1. 商 工 費	93,136	600	93,736
14. 諸支出金		88,900	4,000	92,900
	2. 土地開発公社出資金		4,000	4,000
歳 出 合 計		6,868,868	4,600	6,873,468

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節 額		明 細
				区	分 金	
① 市 税	1,565,552	4,600	1,570,152			F
(1) 市 民 税	607,473	4,600	612,073			
1 個 人	580,790	4,600	585,390	1.現年度課税分	4,600	普通室収分追加
歳入合計	6,868,868	4,600	6,873,468			

2. 歳 出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分 金 額	説 明
				持 定 財 源					
				国府 支出金	地方債	その他	一般財源		
⑦ 商工費	93,136	600	93,736				600		
(1) 商工費	93,136	600	93,736				600		
2 商工振興費	15,218	600	15,818				600	9.旅費	海外視察旅費
⑧ 諸支出金	88,900	4,000	92,900				4,000		
(2) 土地開発 公社出資金		4,000	4,000				4,000		
1 土地開発 公社出資金		4,000	4,000				4,000	2.4.投資 及出資金	和泉市土地開発 公社設立出資金
歳 出 合 計	686,868	4,600	687,468				4,600		

○ 議長（松尾千代一君） 理事者説明。

○ 総務部長（坂口礼之助君） それではただいまご上程をいただきました議案第4号、昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第7号）について、その概要をご説明申し上げます。

今回の補正は、先にご提案いたしました議案第1号及び第3号にそれぞれ関連するものでございます。第1条にございますように、歳入、歳出予算それぞれ460万円を追加いたしまして、補正後の予算を68億7千846万8千円とするものでございます。

第2条の一時借入金の限度額でございますが、最近の事業量の増大に伴いまして、支出、支払い金が激増いたしてまいっており、加えて補助金、起債の収入等が年度末になります関係で、一時的な金繰りのワクが、現在の7億円ではどうしてもまかない切れませんので、ここに最限度額を3億円追加し、10億円とお定め願いたく存ずるものでございます。

続きまして、事項別明細書によりその内容についてご説明を申し上げます。

まず歳出の商工費につきましては、このたび、大阪府及び府人造真珠事業協同組合等が共同して、人造真珠輸出の対米依存の軽減をはかり、新しい販路を開拓するため、ソ連、チエコスロバキア、フランス、西ドイツ及びデンマークへ視察団を派遣することになりました。産地を抱えている本市は、この視察団に特別参加をするよう要請せられましたので、今後の輸出の改善策等の研究のため、関係職員を派遣いたすべく、旅費として60万円を計上させていただいております。

次に諸支出金につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律の施行と相まちまして、和泉市開発協会を和泉市土地開発公社に組織を変更するに伴いまして、出資金につきましては、所要額500万円のうち、すでに開発協会へ出資済みの100万円を引き継ぐことといたしまして、今回、400万円を計上させていただいたところでございます。

以上、2点が今回の歳出の補正でございまして、この追加の財源といたしましては、個人市民税の普通徴収分の増収分460万円を充てることといたしてございます。

以上、簡単でございますが、議案第4号の提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のうえ、原案通り可決ご決定をいただきたくお願いいたします。

○ 議長（松尾千代一君） 本件について質疑ご意見ありませんか。

○ 18番（直村静二君） 産衛の協議会でも若干、意見を申し上げておいたんですけど、いまだに実行できてない。産地組合の輸出は今度のドル・ショック、円の切り上げで、損失が何ほぐらいだということを資料として出しなさいよと私は言っておったんです。先ほど意見申し上げたように、目的別、つまり何のために行くんだ、そしてどこどこへ行くんだと、明快に資料を出してするべきじゃないですか。しかも何人行くんだと。これは商工課の課長が行くんだと

思いますけど、単独ではない。何々組合から何ぼとか、それを出さない、先ほど、山田議員が言っておった福祉の問題ともからんできますからね。市民の税金で行っていただくんですから、100%成果をあげてもらうために、計画はこうです、こういうメリットがあります、こういう実情だから行きますとね。行った場合に、たとえば、販路の拡張についてはこういうふうにやってきますと。少なくとも、行く人は単に職員じゃなしに商工課長の岩井氏だと思っんです。これは確認してよろしいですか。岩井氏が行くんでしょう。

○ 商工課長（岩井益一君） はい。

○ 18番（直村静二君） 課長でしよう。少なくとも、商工対策として、これはどうしても必要だということで、上司が賛同もし、市費を出して行くんでしよう。しかも、いままでやったことのないことでしよう。だから、私は言ったんですよ。混同するとか、勘違いするとか、どうのこうのいうてね。資料出しなさい。いまずぐ出して説明しなさい、何人行くんだと、どの団体が行くんだと。どんだけの損失があって、どうしても販路を拡張せないかん。どこどこへ、日数は何日と、全部言いなさい。

○ 商工課長（岩井益一君） それでは商工課長からお答えいたします。

日程につきましては、3月24日から4月8日の16日間でございます。訪問先につきましては、ソ連邦のモスクワ、チエコスロバキアのプラハ、イタリアのミラノ、フランスのパリ、西ドイツのミュンヘンの5ヶ国でございます。編成といたしましては、今度の編成は、大阪人造真珠事業協同組合と同和貿易振興会の共同事業でございます。協同組合からは6名、これはいずれも市内業者でございます。それから同和貿易振興会からは2名のほか、大阪府、大阪市、以上の4名の構成でございます。その中で、先ほど総務部長から説明もございましたように、産地を抱えておる和泉市の商工行政の関係者がぜひとも出席してほしいという特別参加の要請を受けましたので、和泉市がこれに加わって、計11名ということでございます。

調査事項といたしましては、最近、国際経済の激しい変動の中で、特にフロートに移行している関係上、人造真珠業界はこれまで対米輸出が80%を占めておりましたけれども、これをヨーロッパ市場等に移行させるために、今回の目的といたしましては、第一次目的といたしましては、あくまでも、貿易の成約をまとめるということが中心でございますけれども、これまで未開拓の市場でございますので、一応、市場調査ということでございます。そのほか、経済の流通事情あるいは生産技術、設備の状況、これは具体的にはアクセサリメーカーの工場視察、それから、品質、デザイン、商品の需給、価格動向、取引条件、決済条件、労働事情等の諸項目が一応、調査事項として掲げてございます。

なお、費用につきましては、すべて主催者ということで、同和貿易振興会から4名、人造真

珠事業協同組合から6名分については、それぞれの団体から経費が負担されるわけでございますけれども、和泉市の負担につきましては、大阪府の職員の行く額で試算をした額を、特別参加の旅費負担として出してほしいという要請を受けてございますので、今回の予算計上と相なったわけでございます。

なお、国内あるいは国外における諸雑費等につきましては、この両者負担ということに相なっております。

以上でございます。

- 18番(直村静二君) そういうふうに説明してもらえば審議もしやすいんですけどね。最後に言われました、国内と国外の諸雑費は業者負担か、両者負担か。
- 商工課長(岩井益一君) 協同組合と同和貿振興会の負担ということでございます。といいますのは、これはいろいろございます。通訳料とか……。
- 18番(直村静二君) はい、よろしい。じゃ、もう端的にお聞きします。行く必要をと、では行ってどれだけの価値があるのかということ。それから公務員であり、職員でありますから、100%成果をあげてもらうためには、酒を飲むなどは言いませんけれども、外国では事故を起こさんように、またむだなことはしないように。これは私のほうから言うまでもなくやってもらいたいと思いますけれども、行く必要と、行ってどれだけの価値があるのかということとを、あなた、商工課長として明快にお答え願いたい。
- 商工課長(岩井益一君) 今回の視察団は、最近のきびしい環境の中から、対米依存からヨーロッパ市場に転換していくということでございますので、業者サイドにおきましては、あくまでも輸出成約の促進と市場開拓でございます。われわれ行政側の立場といたしましては、市場開拓あるいは今後行政指導をしていくための、そういった観点からの視察にとどまると思えますけれども、その辺の役割り分担は十分いたすつもりでございますし、また報告をさせていただきますと思います。
- 18番(直村静二君) まあ行く人についてはご苦労さんということですね。  
それで助役に聞きたいんですけど、このように海外に力を入れてやるということは私は賛成をするわけです。そこでミカン対策、さらに地場産業である織維関係、これも大変な状態だと思います。商工費で60万も出して大いに張り切って行ってもらうということで、これはいいことです。あとのミカン対策と綿・スフ関係の保護政策は立っているのか。この際、立てるべきではないかと思えます。この点、助役から答弁願いたい。
- 助役(辻 忠夫君) いま言われましたように、人造真珠の調査をいたしました時点で、綿・スフのほうの調査も商工課でやっております。したがって、人造真珠だけでなく、地場

産業の綿・スフの状態につきましても、改善をする、あるいは兼業ということも考えなきゃならないということで調査は続けておりますが、その後、急に綿関係の市況がよくなっております。いまのところ、それをどういう方向づけをするかという結論まで出ておりませんが、これについて、地場産業の育成のため、市は研究を続け、対策を講ずるべきであるという心構えでおります。ミカン対策につきましては、本年はどこの農家も、ミカンを収穫してそれを売った場合収穫代しかないというような安値でございましたので、大きな打撃を被っているわけでございますが、何を申しましても、腐るものでございますので、これを直ちに市で処置をすることもできかねます。私も農林部長にも会いに行き、府のほうで何とか大阪産のミカンを買上げ、府下の全部の小学校の給食で児童生徒に食べさせてくれという陳情には行っておりますが、これも現在、結果は出ておりません。これにつきましては、農林課のほうでいろいろな問題について現在、調査検討中でございますので、よろしく願い申し上げます。

- 18番(直村静二君) 時間もありませんので意見だけ言っておきます。

地場産業の綿・スフ関係は、人造真珠のほうが海外へ行って視察をして帰って、それから研究しますというのきなことを言ってるんですけど、具体的には、2月11日に無籍の業者が集まって決議をやりまして、すでに商工課なり、市長なりに届いていると思えますし、十分見ていただいていると思えます。いまの助役の答弁では、綿・スフは不況がよくなったさかいというようなことを言ってますけど、やはり権利問題、織機の売り買い、権利を得るためには8万要るといふようなことで、金融の問題、利子補給という要求がはっきり出ておりますので、その点、助役は勉強してもらわないかな。海外の視察は3月というんですから、4月過ぎますからね。早目にやっていただきたいということで要望しておきます。終わります。

- 議長(松尾千代一君) 他に質疑ご意見。はいどうぞ。

- 27番(成田秀益君) ちょっと聞き漏らしたんかもわからないんですが、課長の答弁の中で、同和貿易振興会というものは、人造真珠に限ってじゃないんですか。

それからもう一つ。12名行く経費は半々持つという説明がありましたが、その相手の府人造真珠事業協同組合というのは、正式の名前は日本人造真珠硝子細貨工業組合というのであるか、また別のものであるか、その辺をちょっとおうかがいしたいと思うんです。

- 商工課長(岩井益一君) お答えいたします。

まず、第1点の同和貿易振興会でございますが、これは大阪府、大阪府同促、大阪市、大阪府同促、この4者から構成された団体でございます。人造真珠業のみに限らず、同和関係の食肉、皮革関係のいわゆる貿易関連業者も入ってございます。

それから第2点の大阪府人造真珠事業協同組合と日本人造真珠硝子細貨工業組合との関連で



ございますけれども、日本人造真珠ガラス細貨工業組合につきましては、産地組合と申しまして、全国的な組織でございます。

なお、府人造真珠事業協同組合につきましては、和泉市内の同和地区出身の業者から構成されておる協同組合でございます、構成はたしか30業者だと聞いております。

以上でございます。

○ 27番(成田秀益君) あなたは担当課長として、こういう話があったときに、細貨工業組合とか、そういうところへこういう話があるんですがどうなんですかというお話をなさいましたか。

○ 商工課長(岩井益一君) 直接やってございません。ただし、この問題につきましては、通産省も第2組合的なものにならないよということでも十分指導をしております。

なお、産地組合につきましては、これは通産省直轄の団体でございますので、市とは直接関連がないということになってございますけれども、現在、融和策といたしまして、専務理事が日本人造真珠硝子細貨工業組合と府人造真珠事業協同組合の理事を兼ねております。そうした形で、業界といたしましては十分融和について注意を払っておるわけでございます。

○ 27番(成田秀益君) 融和ということばが出てきたんですが、これは商売ですからね、融和とかなんとかいう、その辺の意味合いがはっきりわからないんですが。ガラス玉工業というのは、明治何年からあって、大阪では古いわけですね。いろいろ紆余曲折があって、終戦後でもいろいろな問題があった組合です。しかし、これはやっぱり通産省の協同組合によるところの登録組合で、2つ、3つに分かれたときもありましたけれども、結局一本になってやってくるわけです。この大阪府人造真珠事業組合、同和貿易振興会、これは通産省の登録組合になっているのか。いずれにしても、別々にやるんじゃなくて、あなたは担当課長として全体のことを考えておられるのかどうか。刃税でもって、かりにあなたが出張せられるということでもございますれば、ほんといえ、このほかにも振興費として市費でも出したらいんじゃないかと思うぐらいなんです。予算の中では出ておりませんが、やはり、片寄った考え方じゃなくて、もう少し全体的にやってもらわないと、これで非常に問題が起こったことがあるんです。片方だけ言って、組合が二つに分裂したんです。これは通産省はよく知ってますよ。終戦当時大問題があったんです。ガラス玉協同組合と別に日本パール工業組合と2つできて、通産省も難儀したことがございます。だから、通産省が言うのはあたりまえですわ。こんなことでは統制とれませんしね。これはやっぱり利害関係が伴いますので。そっちだけよくなってこっちは冷めしを食うというような事態が起こった事実があるんですからね。それをいま課長が言われた、そっちのほうは話をしておりませんというようなことでは、問題が起こりま

すよ。利害関係がからみますからね。契約なんか、必ず向こうで起こるんですから。商売ですからね。その辺のかね合いはどうなんですかな。

○ 商工課長(岩井益一君) お答えいたします。

その点の懸念についてはもっともだと思いますけれども、現在、組合員につきましては、協同組合員は即、日本人造真珠硝子細貨工業組合と並立しておるわけでございます。この協同組合につきましては、たとえば工場を集約化するか、そういった特定目的の範囲内において協同組合を結成しておるわけでございます。そういった観点から、人的な交流面、役員改選等においては、通産省の十分な指導監督のもとに、できるだけ一元化がはかられてるということでございます。ただし、市につきましては、工業組合のほうにつきましては、和泉市のみならず、他市町村の業者も含むいわば広域団体でございますので、そういった点から、通産局直轄の団体行政がなされておるといふ実態でございます。それから協同組合につきましては、これは府庁の監督でございますけれども、事実上、現在のところは和泉市内の業者ばかりということに相なっておるわけでございます。そういった点で、現在、協同組合と産地組合である工業組合との関係につきましては、同一組合員で、その辺の配慮は十分なされておるといふことでございます。そういった観点からひとつ、ご理解賜りたいと思います。

○ 27番(成田秀益君) これでおきますが、ご理解とかなんとかいうことですけれども、利害関係がからみますのでね。兵庫県にも業者があるんですから。だから、通産省が一本でやるとるわけです。それを別の組合的なものができて、別行動で山ネコのな貿易活動をやる。個人でやるのは差しつかえないでしょうけれども、組合なり、何なりで共同の利益のためにやるということになった場合、一番困るのは市ですよ。文句が出てきます。そこだけ一生懸命やって、おれとこには何も相談なかったじゃないかというようなことがね。もう2、3回そんなことがありましたのでね。だから、全体的にながめて、そういうことのないようにしてもらわんといかん。これはあまりここで論議する性質のものじゃないですけれども、その辺の調整はしてもらわんと困りませ。あとで問題が起こってきそうな感じがしますので、その辺のことを十分に考えていただきたい。3月何日から行くんだから、手おくれかもしれませんが、できたら細貨工業組合へもちゃんとかいいうことになっておりますのでということ話し合いしておいてもらわんだら困ると思いますな。その点について、話し合いはしますか。

○ 商工課長(岩井益一君) その点につきましては、細貨工業組合の専務理事が大阪府の人造真珠事業協同組合の専務理事を兼ねてございますので、十分意思の疎通関係はございます。それから、また人造真珠事業協同組合の役員さんの半数以上の方が、やはり細貨工業組合の役員さんを兼ねてございます。そういった点で、先ほど議員さんのご指摘なさいました懸念は十分

あるとしても、一応、現段階では調整はなされておるものと、われわれは信じておるわけでございます。

なお、この派遣団につきましては、今後、行なわれる場合には、協同組合の役員さんにおきましても、細貨工業組合との参加を十分呼びかけてやっていきたいと言われておりますし、通産省の指導もそういった形で進められてるやに聞いておりますので、その点ご理解賜りたいと思います。

○ 27番(成田秀益君) それではこれで終わります。

○ 28番(坂上国治君) ただいまの成田さんの質問で、後日、トラブルが起こる可能性があるんじゃないかということでございます。私もそのことについては、やはり聞いた以上、心配なんです。和泉市始まって以来、職員が海外旅行をするのは、岩井課長が初めてなんです。だから、あなたは海外旅行するのをあせってるように思うんです。ということは、3月に出発するんでしょ。日にちも決められてる。これ、議会が通らなんだらあなた、どないするんや。だから、それであれば、もっと事前に議会で協議して、そのうえで日をきめるような段取りができなんだのかどうか。それに対しては、産業衛生委員会という委員会もあるわけです。私は所属してませんけれども。それを抜き打ち的にそういうことを出してくるから、こういうことが出てくるわけです。そうすると、われわれから考えてみたら、いま申し上げたように、和泉市で海外旅行した職員がまだだれもない。あなたが初めてする。だから、あせり気味やないか。私はあせってるように思う。だから、もっと時間かけて、和泉市の業者、関係業者にも呼びかけて、そうして業者全部ともどもに繁栄していくような方法を考えてやったら、先ほど成田議員が言われたような、あとからトラブルが起こるとかなんかいうようなことばは出ないと思うんです。ところが、細貨工業組合ですか、私はガラス玉のことははっきりわかりませんが、そこにはまだことばはかけてないんですとか、あまりにもあいまいすぎると思うんです。ですから、あせらずに、もっと和泉市全般ということを考えてやってみようたら結構やと思うんです。非常にあせってるような気がしますよ。あせるのも当然でしょう。あなたが和泉市で第1号の海外旅行の課長やから、あせるのはあたりまえやけど、しかし、そこらの辺、十分かみ合わせて考えてもらうたら、いま成田議員が言われたようなことはないと思うんです。十分それを検討してやってほしい。私もこれ今日、聞いたの初耳です。商工関係とは議案の熟読期間中に見てましたけど、内容については今日初めて聞いたんです。まず、業者の中でトラブルの起こらんような方法を考えてもらいたいことを要望して、終わります。

○ 議長(松尾千代一君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通可決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、原案通り可決いたします。



- 議長(松尾千代一君) 次に日程第八「国鉄運賃値上げ反対について」の要望決議を議題いたします。決議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 国鉄運賃値上げ反対についての要望決議(案)

わが国の急速なる経済成長は、一面国民生活に最も重要な物価にはおかえり、ここ数年来物価は急速な上昇をつづけ、こん日国民生活を大きく圧迫している。にもかかわらず国鉄は運輸省に対し、平均運賃値上げ率旅客2.2%・貨物2.41%という大巾な運賃値上げを申請し、本年4月1日から実施しようとしている。

この値上げは国鉄運賃値上げ史上最高のものであり、引いては私鉄運賃、諸物価高騰に拍車をかけること必定で、著しく国民生活をおびやかすものであり、国民にとって、このまま放置することのできない重大な問題である。

よって政府は国民生活を圧迫し社会の不安と混乱を招く国鉄運賃の値上げを行なうことのないよう強く要望する。

以上決議する。

昭和48年2月26日

和 泉 市 議 会

決議第1号

国鉄運賃値上げ反対についての要望決議

本市議会は、国鉄運賃値上げについて、別紙のとおり要望決議するものとする。

昭和48年2月26日提出

和泉市議会議員	成田秀益
〃	関戸正一
〃	竹内修一
〃	柏音三郎
〃	田中包治
〃	竹下義章
〃	藤原利一
〃	直村静二
〃	中塚辰之助
〃	吉川伊与一
〃	三井正光
〃	木下甲子三

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明をお願いします。
- 18番（直村静二君） ただいま上程されました国鉄運賃値上げ反対についての要望決議は、内容は事務局長が朗読した通りでございますし、諸物価、公共料金の値上げはともに押えてもらいたいという簡単な要望でございますので、どうか全員一致の賛同で要望決議されますよう、簡単でございますけれども、提案理由の趣旨説明を終わらせていただきます。
- 議長（松尾千代一君） 本決議案についてご意見ありませんか。
- 25番（藤原要馬君） ちょっと意見を述べておきたいと思います。

経済成長によって物価の上昇ということは当然、われわれも日々わかつてるわけでございますが、これに伴いまして、われわれ零細業者が非常に困ることは、毎年、人件費の値上がり等に苦しんでるわけでございます。大企業は国、府において十分な援助をやっているわけでございますが、われわれ零細業者はどこからの援助もありません。しかし、働いてくれる皆さん方にはやはり生活というものを考えなきゃならないので、人件費を上げていかなきゃな

らないという苦境に立っているわけでございます。これに対して議会としてはどう対策を考えているのか、和泉市においても零細業者は多いと思います。そういう点からも、やはり、これはわれわれ議会で考えなきゃならないと思うんですが、議長はこれについてどうしてお考えを持っておるのかお聞きしたい。

○ 議長（松尾千代一君） ただいまの藤原議員さんのご意見につきましては、私も同様零細企業の一人でございます。ただいまの藤原議員さんの仰せはしごくもっともだと私ははっきり申し上げます。そして、この議案を決議すると同時に、この議会を通じて理事者におかれまして、その方向づけをしていただくというふうに私は考えておりますので、今後のことにつきましては、十分理事者とも意見をかわし、同時に理事者はこの対策を十分やるためにご考慮、ご検討願いたい、かように存じております。

○ 25番（藤原要馬君） 結構です。

○ 議長（松尾千代一君） 本決議案についてご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り決議するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって決議第1号を決定いたします。

---

○ 議長（松尾千代一君） 次に日程第9「府営水道料金改定に関する要望決議」を議題といたします。

決議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 府営水道料金改訂に関する要望決議（案）

大阪府営水道料金の改訂が発表され、その改訂率が平均31.3%とのことでありますが、府の用水供給事業は府民の唯一の水資源的役割を果している極めて公共性の高い事業であり、各受水市に与える影響は計りしれないものがあります。

本市においても例外ではなく、府営水の占める比重は大きく、値上げが実施された場合、財政の悪化はさらにその度を増すものである。

又本市は人口急増地帯であり、今後の需要に対処する水資源は、すべて府営水道に依存せざるを得ない状態であります。

したがって府営水の値上げは、より一層本市水道財政を圧迫することが明白であり、さらに諸物価の高騰をも誘発し、且つ公共料金の値上げに拍車をかけることとなり、市民生活に支える影響は実に深刻なものとなる。

本市水道事業は、財政再建のため、府下随一の高額料金であり、もうこれ以上市民に負担を強いることは到底不可能であります。

府営水の赤字については独立採算制及び工業用水に主要原因があるものと思われ、府営水道料金の改訂については慎重検討され、是非回避されるよう強く要望する。

以上決議する。

昭和48年2月26日

和 泉 市 議 会

決議第2号

府営水道料金改定に関する要望決議

本市議会は、府営水道料金改定について、別紙のとおり要望決議するものとする。

昭和48年2月26日提出

和泉市議会議員	成 田 秀 益
〃	関 戸 正 一
〃	竹 内 修 一
〃	柏 音三郎
〃	田 中 包 治
〃	竹 下 義 章
〃	藤 原 利 一
〃	直 村 静 二
〃	中 塚 辰之助
〃	吉 川 伊与一
〃	三 井 正 光
〃	木 下 甲子三

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を願います。
- 2番（木下甲子三君） ただいま上程になりました府営水道料金改定についての要望決議案について、私から提案理由のご説明を申し上げます。

本決議案につきましては、ただいま局長が朗読の通りでございますので、ご決定のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

- 議長（松尾千代一君） 本議案についてご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでございますので、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通決議するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって決議第2号を決定いたします。

- 
- 議長（松尾千代一君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件は全部終わりましたので、これをもって閉会いたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって昭和48年第1回臨時会を閉会することに決します。

- 
- 議長（松尾千代一君） この際助役のあいさつを願います。

（助役あいさつ）

- 助役（辻 忠夫君） 一言、お礼のごあいさつを申し上げます。

本日、第一回臨時会に際しまして、議員の皆さん方には何かと繁忙の折にもかかわりませず、長時間にわたり慎重ご審議賜わり、ご提案申し上げました議案につきましてご可決ご承認をいただき、なおまた、過日の決算特別委員会におきまして委員の皆さん方の慎重なるご審議の結果、昭和46年度歳入歳出決算並びに公立和泉病院事業会計決算及び泉大津市和泉市伝染病院組合歳入歳出決算について、委員長さんのご報告通りご認定いただきましたことに対しまして、哀心より厚くお礼を申し上げます。

議案審議を通じましてご指摘なり、ご要望いただきましたことにつきましては、十分意を体しまして、鋭意努力をいたしてまいる所存でございます。どうぞ今後ともよろしくお願ひをい



たします。

はなはだ簡単でございますが、一言もちまして、お礼のごあいさつといたします。長時間どうもありがとうございます。

(議長あいさつ)

○ 議長(松尾千代一君) 本臨時会も議員皆様方の格別なるご協力と、ご熱心なるご審議により諸議案の可決を賜わり、まことにありがとうございました。審議過程におきまして、議長としてまことに不手際な点多々ありましたが、皆様方のご協力によりまして、円滑に議事運営ができましたことを厚く御礼申し上げます。

なお、理事者各位におかれましては、本臨時会の審議を通じて指摘されました事項については十分研究、検討され、ご趣旨に沿われるよう努力されんことを要望してごあいさつといたします。まことにありがとうございました。

(午後4時1分閉会)

○

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため茲に署名する。

和泉市議会議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

